

江 東 区 公 報

目 次

◎規 則

障害児福祉手当及び特別障害者手当等事務取扱細則の一部を改正する規則(40) ……………	1
江東区特別区税条例施行規則の一部を改正する規則(41) ……………	11

◎規 則（教）

江東区教育委員会公告式規則の一部を改正する規則(3) ……………	17
----------------------------------	----

◎告 示

指定地域密着型サービス事業者の指定について(154) ……………	18
指定居宅介護支援事業所の指定について(155) ……………	18
指定地域密着型サービス事業者の廃止について(156) ……………	18
都市計画事業の図書の縦覧について(163) ……………	18
令和 8 年度定期予防接種の告示について(164) ……………	18
特定乳児等通園支援事業者の確認について(165) ……………	56
保管自転車の処分について（告示）（令和 8 年 3 月下期）(166) ……………	56
特定乳児等通園支援事業者の確認について(168) ……………	57
特別区道の供用開始について(172) ……………	58
都市公園の区域及び面積変更について(175) ……………	60
保管自転車の処分について（告示）（令和 8 年 4 月上旬）(177) ……………	63

◎告 示（教）

江東区無形文化財の指定解除について(5) ……………	63
令和 8 年第 4 回江東区教育委員会定例会の招集(6) ……………	63

◎告 示（監）

令和 7 年度随時監査（工事）の結果について(5) ……………	64
令和 7 年度財政援助団体等監査の結果について(6) ……………	64
包括外部監査の結果に基づき講じた措置通知の公表について(7) ……………	95

規

則

障害児福祉手当及び特別障害者手当等事務取扱細則の一部を改正する規則を公布する。

令和 8 年 4 月 2 8 日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区規則第 4 0 号

障害児福祉手当及び特別障害者手当等事務取扱細則の一部を改正する規則

障害児福祉手当及び特別障害者手当等事務取扱細則（昭和 6 1 年 3 月江東区規則第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

第 1 8 条の見出し中「変更届」を「変更」に改め、同条中「障害児福祉手当・特別障害者手当・福祉手当氏名変更届」を「障害児福祉手当・特別障害者手当・福祉手当記載事項変更届」に改める。

第 1 9 条の見出し中「変更届」を「変更」に改め、同条各号列記以外の部分中「障害児福祉手当・特別障害者手当・福祉手当住所変更届（別記第 1 2 号様式）」を「障害児福祉手当・特別障害者手当・福祉手当記載事項変更届」に改め、同条各号中「障害児福祉手当・特別障害者手当・福祉手当住所変更届」を「障害児福祉手当・特別障害者手当・福祉手当記載事項変更届」に改める。

第 2 0 条各号列記以外の部分中「別記第 1 3 号様式」を「別記第 1 2 号様式」に改め、同条第 2 号中「別記第 1 4 号様式」を「別記第 1 3 号様式」に改める。

第 2 3 条第 1 号中「別記第 1 5 号様式」を「別記第 1 4 号様式」に、「別記第 1 6 号様式」を「別記第 1 5 号様式」に改める。

別記第 2 号様式（一）から別記第 2 号様式（三）までを次のように改める。

別記第 2 号様式 (一) (第 3 条関係)

(表)

(都道府県名)		障害児福祉手当受給者台帳									
(実施機関名)		認定年月日 年 月 日 支給開始年月 年 月 日				整理番号					
						個人番号					
氏 名	(フリガナ)	住 所					支 払 方 法 (支 払 地)				
	(フリガナ)										
	(フリガナ)										
	(フリガナ)										
(変更)		(・ ・ 変更)				(・ ・ 変更)					
障害名		障害の程度									
手 当 額	月 額	改定年月	所 得 状 況	年 次	届出の有無	所得制限該当・非該当別	支 給 停 止 期 間				
	円 ・ ・			年	有・無	該・非(災)	年	月から	年	月まで	
	円 ・ ・			年	有・無	該・非(災)	年	月から	年	月まで	
	円 ・ ・			年	有・無	該・非(災)	年	月から	年	月まで	
	円 ・ ・			年	有・無	該・非(災)	年	月から	年	月まで	
	円 ・ ・			年	有・無	該・非(災)	年	月から	年	月まで	
	円 ・ ・			年	有・無	該・非(災)	年	月から	年	月まで	
	円 ・ ・			年	有・無	該・非(災)	年	月から	年	月まで	
	円 ・ ・			年	有・無	該・非(災)	年	月から	年	月まで	
	円 ・ ・			年	有・無	該・非(災)	年	月から	年	月まで	
受給資格喪失年月日		年 月 日		受給資格喪失事由							
備 考					配 偶 者		個人番号				
					扶養義務者 (続 柄)		() 個人番号		同 居 別 居		

(裏)

氏 名						整理番号														
手 当 支 払 記 録																				
区 分		5 月		8 月		11 月		2 月		区 分		5 月		8 月		11 月		2 月		
年	支払額	円		円		円		円		年	支払額	円		円		円		円		
	支払済年月日	・	・	・	・	・	・	・	・		・	・	・	・	・	・	・	・	・	
	支払額	円		円		円		円			年	支払額	円		円		円		円	
年	支払済年月日	・	・	・	・	・	・	・	・	年		支払済年月日	・	・	・	・	・	・	・	・
	支払額	円		円		円		円				年	支払額	円		円		円		円
	支払済年月日	・	・	・	・	・	・	・	・		年		支払済年月日	・	・	・	・	・	・	・
年	支払額	円		円		円		円		年			支払額	円		円		円		円
	支払済年月日	・	・	・	・	・	・	・	・			年	支払済年月日	・	・	・	・	・	・	・
	支払額	円		円		円		円			年		支払額	円		円		円		円
年	支払済年月日	・	・	・	・	・	・	・	・	年			支払済年月日	・	・	・	・	・	・	・

別記第 2 号様式（二）（第 3 条関係）

（表）

(都道府県名)		特別障害者手当受給者台帳									
(実施機関名)		認定年月日 年 月 日 支給開始年月 年 月				整理番号					
						個人番号					
氏 名	(フリガナ)	住 所					(支払方法) 支 払 地				
	(フリガナ)										
(変更)		(. . . 変更)				(. . . 変更)		公的給付支 給等口座 有・無 公的給付支 給等口座 有・無			
障害名		障害の程度									
手 当 額	月 額	改定年月	年 次	届出の有無	所得制限該当・非該当別	支 給 停 止 期 間					
	円 . .		年	有・無	該・非(災)	年 月	から	年 月	まで		
	円 . .		年	有・無	該・非(災)	年 月	から	年 月	まで		
	円 . .	所 得 状 況	年	有・無	該・非(災)	年 月	から	年 月	まで		
	円 . .		年	有・無	該・非(災)	年 月	から	年 月	まで		
	円 . .		年	有・無	該・非(災)	年 月	から	年 月	まで		
	円 . .		年	有・無	該・非(災)	年 月	から	年 月	まで		
	円 . .		年	有・無	該・非(災)	年 月	から	年 月	まで		
	円 . .		年	有・無	該・非(災)	年 月	から	年 月	まで		
	円 . .		年	有・無	該・非(災)	年 月	から	年 月	まで		
円 . .	年		有・無	該・非(災)	年 月	から	年 月	まで			
受給資格 喪失年月日		年 月 日	受給資格 喪失事由								
備 考					配 偶 者			個人番号			
					扶養義務者 (続 柄)	()		個人番号			

（裏）

氏 名						整理番号													
手 当 支 払 記 録																			
区 分		5 月		8 月		11 月		2 月		区 分		5 月		8 月		11 月		2 月	
年	支払額	円		円		円		円		年	支払額	円		円		円		円	
	支払済年月日	・	・	・	・	・	・	・	・		支払済年月日	・	・	・	・	・	・	・	・
年	支払額	円		円		円		円		年	支払額	円		円		円		円	
	支払済年月日	・	・	・	・	・	・	・	・		支払済年月日	・	・	・	・	・	・	・	・
年	支払額	円		円		円		円		年	支払額	円		円		円		円	
	支払済年月日	・	・	・	・	・	・	・	・		支払済年月日	・	・	・	・	・	・	・	・
年	支払額	円		円		円		円		年	支払額	円		円		円		円	
	支払済年月日	・	・	・	・	・	・	・	・		支払済年月日	・	・	・	・	・	・	・	・
年	支払額	円		円		円		円		年	支払額	円		円		円		円	
	支払済年月日	・	・	・	・	・	・	・	・		支払済年月日	・	・	・	・	・	・	・	・

別記第 2 号様式 (三) (第 3 条関係)

(表)

(都道府県名)		福祉手当受給者台帳									
(実施機関名)		(認定年月日 年 月 日) (支給開始年月 年 月 月)				整理番号					
						個人番号					
氏 名	(フリガナ)	住 所					(支払方法) 支 払 地				
	(フリガナ)										
氏 名	(フリガナ)	住 所	(・ ・ ・ 変更)				(・ ・ ・ 変更)				
	(フリガナ)										
障害名						障害の程度					
手 当 額	月 額	改定年月	年 次	届出の有無	所得制限該当・非該当別	支 給 停 止 期 間					
	円	・ ・	年	有・無	該・非(災)	年	月	から	年	月	まで
	円	・ ・	年	有・無	該・非(災)	年	月	から	年	月	まで
	円	・ ・	年	有・無	該・非(災)	年	月	から	年	月	まで
	円	・ ・	年	有・無	該・非(災)	年	月	から	年	月	まで
	円	・ ・	年	有・無	該・非(災)	年	月	から	年	月	まで
	円	・ ・	年	有・無	該・非(災)	年	月	から	年	月	まで
	円	・ ・	年	有・無	該・非(災)	年	月	から	年	月	まで
	円	・ ・	年	有・無	該・非(災)	年	月	から	年	月	まで
	円	・ ・	年	有・無	該・非(災)	年	月	から	年	月	まで
受給資格喪失年月日		年 月 日		受給資格喪失事由							
備 考					配 偶 者			個人番号			
					扶養義務者 (続 柄)	()		個人番号	同 居 別 居		

(裏)

氏 名										整理番号									
手 当 支 払 記 録																			
区 分		5 月		8 月		11 月		2 月		区 分		5 月		8 月		11 月		2 月	
年	支払額	円		円		円		円		年	支払額	円		円		円		円	
	支払済年月日	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・		支払済年月日	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	
年	支払額	円		円		円		円		年	支払額	円		円		円		円	
	支払済年月日	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・		支払済年月日	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	
年	支払額	円		円		円		円		年	支払額	円		円		円		円	
	支払済年月日	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・		支払済年月日	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	
年	支払額	円		円		円		円		年	支払額	円		円		円		円	
	支払済年月日	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・		支払済年月日	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	
年	支払額	円		円		円		円		年	支払額	円		円		円		円	
	支払済年月日	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・		支払済年月日	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	

別記第 7 号様式から別記第 9 号の 2 様式まで
を次のように改める。

別記第 7 号様式（第 1 1 条関係）

第 号
年 月 日

様

障害児福祉手当・特別障害者手当認定通知書

江東区長

年 月 日付で請求のありました障害児福祉手当・特別障害者手当の受給資格については、下記のとおり認定しましたので通知します。

記

受給者氏名			
受給者住所			
支給手当月額	円	支給開始年月	年 月 から
振込先又は 支払場所			
備考			

備考欄に年月の記載がある方は有期認定、記載のない方は無期認定となります。

この認定に不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、書面で、東京都知事に対して審査請求をすることができます。

ただし、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日
の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができません。

この処分の取消しを求める訴え（取消訴訟）は、この通知書を受けた日の翌日から起算
して6か月以内に、江東区を被告として（訴訟において江東区を代表する者は江東区長とな
ります。）、提起することができます。

ただし、この通知書を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日
の翌日から起算して1年を経過したときは、取消訴訟を提起することができません。

別記第 8 号様式 (第 1 2 条関係)

第 号
年 月 日

様

障害児福祉手当・特別障害者手当認定請求却下通知書

江東区長

年 月 日付で障害児福祉手当・特別障害者手当の認定請求がありましたが、下記のとおり却下しましたので通知します。

記

氏名	
住所	
却下した理由	

この処分に不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、書面で、東京都知事に対して審査請求をすることができます。

ただし、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日
の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができません。

この処分の取消しを求める訴え（取消訴訟）は、この通知書を受けた日の翌日から起算
して6か月以内に、江東区を被告として（訴訟において江東区を代表する者は江東区長とな
ります。）、提起することができます。

ただし、この通知書を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日
の翌日から起算して1年を経過したときは、取消訴訟を提起することができません。

別記第 9 号様式（第 1 4 条関係）

第 号
年 月 日

様

障害児福祉手当・特別障害者手当・福祉手当支給停止解除通知書

江東区長

あなたの障害児福祉手当・特別障害者手当・福祉手当については、下記のとおり、支給停止解除しましたので通知します。

記

受給者氏名	
受給者住所	
支給停止解除の理由	
支給停止解除の期間	
備考	

この処分に不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、書面で、東京都知事に対して審査請求をすることができます。

ただし、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日
の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができません。

この処分の取消しを求める訴え（取消訴訟）は、この通知書を受けた日の翌日から起算
して6か月以内に、江東区を被告として（訴訟において江東区を代表する者は江東区長とな
ります。）、提起することができます。

ただし、この通知書を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日
の翌日から起算して1年を経過したときは、取消訴訟を提起することができません。

別記第 9 号の 2 様式 (第 15 条関係)

第 号
年 月 日

様

障害児福祉手当・特別障害者手当・福祉手当支給停止通知書

江東区長

あなたの障害児福祉手当・特別障害者手当・福祉手当については、下記のとおり、支給停止しましたので通知します。

記

受給者氏名	
受給者住所	
支給停止の理由	
支給停止の期間	
備考	

この処分に不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、書面で、東京都知事に対して審査請求をすることができます。

ただし、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日
の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができません。

この処分の取消しを求める訴え（取消訴訟）は、この通知書を受けた日の翌日から起算
して6か月以内に、江東区を被告として（訴訟において江東区を代表する者は江東区長とな
ります。）、提起することができます。

ただし、この通知書を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日
の翌日から起算して1年を経過したときは、取消訴訟を提起することができません。

別記第 11 号様式から別記第 13 号様式までを
次のように改める。

別記第 1 1 号様式 (第 1 8 条、第 1 9 条関係)

		変更年月日		年 月 日		
障害児福祉手当・特別障害者手当・福祉手当 記載事項変更届						
(フリガナ) 受給者の氏名						
個人番号						
受給者	住 所	変更前	〒			
		変更後	〒			
	氏 名	変更前				
		変更後				
配扶 偶養 者義 また は務 者	住 所	変更前	〒 ☐ 受給者に同じ			
		変更後	〒 ☐ 受給者に同じ			
	氏 名	変更前				
		変更後				
支払希望 金融機関	変更前	銀行 信用金庫 ()	本店 支店 出張所	普通 当座 ()	口座番号	
		ゆうちょ銀行	記号		番号	
		口座名義人カナ				
		公金受取口座		有 ・ 無		
	変更後	受取 口座	☐ マイナポータルに登録している公金受取口座を振込先とする。 (注) あらかじめマイナポータル上で公金受取口座の登録をしておく必要 があります。 ☐ 以下の口座を振込先とする。			
		銀行 信用金庫 ()	本店 支店 出張所	普通 当座 ()	口座番号	
		ゆうちょ銀行	記号		番号	
		口座名義人カナ				
	誓約事項 ☐ 上記について公簿等で確認できない場合や審査の結果必要となった場合には、関係書類を提出します。					
	上記のとおり、変更を届け出ます。					
年 月 日 江東区長 殿 氏 名 電話番号						

別記第 1 2 号様式 (第 2 0 条関係)

障害児福祉手当 特別障害者手当 資 格 喪 失 届 (福 祉 手 当)											
(フリガナ) 受給者の氏名											
受給者の住所	〒										
受 給 者 の 個 人 番 号											
受給資格がなくな った理由	1 障害年金等を受けるようになった (種類)										
	2 施設に入所した (種類)										
	3 病院・診療所に3か月以上継続して入院するに至った。 (入院日 年 月 日)										
	4 障害の程度が法施行令第1条に掲げる障害の状態に該当しな くなった。										
	5 その他()										
上記の理由が発 生した日	年 月 日										
上記のとおり、障害児福祉手当 特別障害者手当 資 格 喪 失 届 福 祉 手 当 を受ける資格がなくなりましたので届け出ます。 年 月 日 江東区長 殿 氏 名 電話番号											

別記第13号様式（第20条関係）

第 号
年 月 日

様

障害児福祉手当・特別障害者手当・福祉手当資格喪失通知書

江東区長

下記のとおり障害児福祉手当・特別障害者手当・福祉手当の受給資格がなくなりましたので通知します。

記

受給者氏名	
受給者住所	
受給資格がなくなった理由	
受給資格がなくなった日	年 月 日
備考	

一度資格喪失した後に再度手当の支給要件に当てはまる場合は、再申請可能です。

この処分に不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、書面で、東京都知事に対して審査請求をすることができます。

ただし、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日

の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができません。

この処分の取消しを求める訴え（取消訴訟）は、この通知書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、江東区を被告として（訴訟において江東区を代表する者は江東区長となります。）、提起することができます。

ただし、この通知書を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日

の翌日から起算して1年を経過したときは、取消訴訟を提起することができません。

別記第14号様式を削り、別記第15号様式を別記第14号様式とし、別記第16号様式を別記第15号様式とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

江東区特別区税条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年4月28日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区規則第 4 1 号

江東区特別区税条例施行規則の一部を改正
する規則

江東区特別区税条例施行規則（昭和 4 0 年 3 月
江東区規則第 1 4 号）の一部を次のように改正す
る。

第 5 条第 2 項中「（以下本条において「給与支
払報告書」という。）」、「区長の承認を受け
た場合には」、「磁気テープ」及び「（次項に
おいて「光ディスク等」という。）」を削り、同
条第 3 項を削る。

別記第 6 号の 5 様式を次のように改める。

別記第6号の5様式（第5条関係）

年 月 日までに提出してください。

年度(年分) 給与支払報告書(総括表)

追 加 年 月 日 提 出										特別徴収義務者指定番号									
訂 正										江 東 区 長 殿									
給与支払者 特別徴収義務者	1 給与の支払期間		年		月分から		月分まで		10 提出区分		年間分 退職者分								
	2 個人番号 又は法人番号											11 給与支払の方法 及び期日							
	3 郵便番号		〒		—						12 事業種目その他 必要な事項								
	4 (フリガナ)										13 提出先 市区町村数								
	5 所在地 (住所)										14 受給者総人員								
	6 (フリガナ)										15 報告人員								
	7 名称 (氏名)										特別徴収 対象者								
	8 代表者の 職氏名										普通徴収 対象者 (退職者)								
	9 経理責任 者氏名										普通徴収 対象者 (退職者を除く。)								
	10 連絡者の 係及び氏名 並びに電話 番号										合 計								
11 連絡者の 係及び氏名 並びに電話 番号										16 所管税務署									
12 納入書										17 要 ・ 不要									
13 要 ・ 不要										18 希望しません ☐									
14 希望しない場合は□にレを記入してください。										19 *									

- ① 「追加報告のときは「追加」、訂正の場合は「訂正」をそれぞれ○で囲んでください。
- ② 「1給与の支払期間」欄には、「15障害人員」に給与を支払った期間を記載してください。
- ③ 「2個人番号又は法人番号」欄には、給与支払者の個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第3条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)又は法人番号(同条第16項に規定する法人番号をいう。)を記載してください。なお、個人番号を記載する場合は、左側を1文字空けて記載してください。
- ④ 「3退職者の係及び氏名並びに電話番号」欄には、報告書について応答する者の氏名、所属課、係名及びその電話番号を記載してください。
- ⑤ 「30提出区分」欄は、退職者についてのみ給与支払報告書を提出する場合には、「退職者分」を、その他の場合は「年間分」を○で囲んでください。
- ⑥ 「11給与支払の方法及び期日」欄には、月給、週給等及び毎月20日、毎週月曜日等と記載してください。
- ⑦ 「14受給者総人員」欄には、1月1日現在において給与の支払をする事務所、事業所等から給与等を受けている者の総人員を記載してください。
- ⑧ 「15報告人員」欄には、江東区に対して給与支払報告書(個人別明細書)を提出する人員(退職者人員を含む。)を延べ人数で記載してください。なお、普通徴収とする場合は、普通徴収切替理由書の提出が必要とす。

※（摘要）に前職分の加算額、支払者等を記入してください。

別記第14号様式を次のように改める。

別記第14号様式（第12条関係）

[illegible]

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 8 年 5 月 1 日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の江東区特別区税条例施行規則の別記様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

規 則 （ 教 ）

江東区教育委員会公告式規則を公布する。

令和 8 年 4 月 24 日

教育長 本 多 健一郎

教育委員 安 部 敏 啓

◎江東区教育委員会規則第 13 号

江東区教育委員会公告式規則

江東区教育委員会公告式規則（平成 7 年 4 月江東区教育委員会規則第 9 号）の全部を改正する。

（目的）

第 1 条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 15 条第 2 項の規定に基づく公告式は、この規則の定めるところによる。

（規則の公布）

第 2 条 江東区教育委員会規則（以下「規則」という。）を公布しようとするときは、公布の旨の前文、年月日、教育委員会名、教育長名及び教育長が指名した 1 名の委員名を記入する。

- 2 規則の公布は、江東区ホームページへの掲載又は江東区役所の門前掲示場への掲示により行う。

（施行期日）

第 3 条 規則は、特に施行期日を定める場合を除き、公布の日から起算して 7 日を経た日から施行する。

（規程等の公表）

第 4 条 第 2 条第 2 項の規定は、公表を要する江東区教育委員会の告示及びその他の規程の公告に準用する。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 8 年 5 月 21 日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則による改正後の江東区教育委員会公告式規則の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行う公布及び公表について適用し、施行日前に行った公布及び公表については、なお従前の例による。

告 示

◎江東区告示第 1 5 4 号

介護保険法第 7 8 条の 2 第 1 項の規定により指定地域密着型サービス事業者を指定したので、同法第 7 8 条の 1 1 の規定に基づき、下記のとおり告示する。

令和 8 年 4 月 9 日

江東区長 大久保 朋 果
記

- 1 介護保険事業所番号
1 3 9 0 8 0 0 7 6 9
- 2 事業所の名称及び所在地
すこやか家族えんむすび
江東区北砂 5 - 1 7 - 3 6
- 3 事業者の名称、所在地及び代表者
すこやか家族えんむすび
江東区北砂 5 - 1 7 - 3 6
代表取締役 矢内 誠
- 4 指定年月日
令和 8 年 4 月 1 日
- 5 サービスの種類
地域密着型通所介護

◎江東区告示第 1 5 5 号

介護保険法第 7 9 条第 1 項の規定により指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第 8 5 条の規定に基づき、下記のとおり告示する。

令和 8 年 4 月 1 0 日

江東区長 大久保 朋 果
記

- 1 介護保険事業所番号
1 3 7 0 8 0 7 3 9 6
- 2 事業所の名称及び所在地
F I E L D 居宅介護支援事業所
東京都江東区北砂 1 - 8 - 1 0 サンライズ
1 0 2 号室
- 3 事業者の名称、所在地及び代表者
株式会社 F I E L D S U P P O R T
東京都江東区北砂 1 - 8 - 1 0 サンライズ
1 0 2 号室
代表取締役 奈尾 健史
- 4 指定年月日
令和 8 年 4 月 1 日
- 5 サービスの種類
居宅介護支援

◎江東区告示第 1 5 6 号

介護保険法第 7 8 条の 5 第 2 項の規定により指

定地域密着型サービス事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第 7 8 条の 1 1 の規定に基づき、下記のとおり告示する。

令和 8 年 4 月 1 0 日

江東区長 大久保 朋 果
記

- 1 介護保険事業所番号
1 3 7 0 8 0 5 5 5 6
- 2 事業所の名称及び所在地
デイサービス きずな江東
東京都江東区扇橋 3 - 5 - 6
- 3 事業者の名称、所在地及び代表者
株式会社アウトリーチ
東京都江東区亀戸 3 - 4 7 - 4
代表取締役 川崎 大介
- 4 廃止年月日
令和 8 年 3 月 3 1 日
- 5 サービスの種類
地域密着型通所介護

◎江東区告示第 1 6 3 号

都市計画事業の図書の縦覧について

令和 8 年 2 月 2 4 日付け関東地方整備局告示第 4 2 号に係る東京都市計画下水道事業の事業計画の変更について、国土交通省関東地方整備局長から都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 6 3 条第 2 項において準用する同法第 6 2 条第 1 項の規定による図書の写しの送付があったので、同条第 2 項の規定により縦覧し、都市計画法施行規則（昭和 4 4 年建設省令第 4 9 号）第 4 9 条の規定により、縦覧場所を次のように公告する。

令和 8 年 4 月 1 5 日

江東区長 大久保 朋 果
記

縦覧場所	江東区東陽四丁目 1 1 番 2 8 号 江東区役所都市整備部都市計画課
------	---

◎江東区告示第 1 6 4 号

予防接種法施行令（昭和 2 3 年政令第 1 9 7 号）第 5 条の規定により、令和 8 年度定期予防接種について下記のとおり公告する。

令和 8 年 4 月 1 6 日

江東区長 大久保 朋 果
記

- 1 対象疾病
 - (1) ジフテリア
 - (2) 百日せき
 - (3) 急性灰白髄炎
 - (4) 麻疹
 - (5) 風しん
 - (6) 日本脳炎

- (7) 破傷風
- (8) 結核
- (9) H i b 感染症
- (10) 肺炎球菌感染症（小児がかかるものに限る。）
- (11) ヒトパピローマウイルス感染症
- (12) 水痘
- (13) B型肝炎
- (14) ロタウイルス感染症
- (15) R S ウイルス感染症
- (16) 肺炎球菌感染症（高齢者がかかるものに限る。）
- (17) 帯状疱疹（高齢者がかかるものに限る。）

2 対象者の範囲

- (1) 江東区に居住する者で、予防接種法施行令第 3 条に定める定期予防接種の対象者のうち予防接種を希望するもの
- (2) 他区（江東区を除く 22 区）に居住する者で第 1 号の該当するもの

3 実施の時期

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

4 場所

別紙に掲げる実施医療機関（江東区長の要請に応じて個別接種に協力する旨を承諾した医師に係る医療機関）

5 実施方法

公益社団法人江東区医師会に委託して個別接種を実施する。

6 接種不適当者及び接種要注意者

- (1) 接種を受けることが適当でない者（接種不適当者）
 - ア 当該予防接種に相当する予防接種を受けたことのある者で当該予防接種を行う必要がないと認められるもの
 - イ 明らかな発熱を呈している者
 - ウ 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
 - エ 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者
 - オ 麻しん、風しん及び水痘に係る予防接種の対象者にあつては、妊娠していることが明らかな者
 - カ 結核に係る予防接種の対象者にあつては、結核その他の疾病の予防接種、外傷等によるケロイドの認められる者
 - キ B型肝炎に係る予防接種の対象者にあつては、H B s 抗原陽性の者の胎内又は産道において B型肝炎ウイルスに感染したおそ

れのある者であつて、抗 H B s 人免疫グロブリンの投与に併せて組換え沈降 B 型肝炎ワクチンの投与を受けたことのある者

ク ロタウイルス感染症に係る予防接種の対象者にあつては、腸重積症の既往歴のあることが明らかな者、先天性消化管障害を有する者（その治療が完了したものを除く。）及び重症複合免疫不全症の所見が認められる者

ケ 肺炎球菌感染症（高齢者がかかるものに限る。）に係る予防接種の対象者にあつては、当該疾病に係る予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）第 5 条第 1 項の規定による予防接種を受けたことのある者

コ イからカまで及びクに掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

- (2) 接種の判断を行うに際し、注意を要する者（接種要注意者）

ア 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患、発育障害等の基礎疾患を有する者

イ 予防接種で接種後 2 日以内に発熱のみられた者及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある者

ウ 過去にけいれんの既往のある者

エ 過去に免疫不全の診断がされている者及び近親者に先天性免疫不全症の者がいる者

オ 接種しようとする接種液の成分に対してアレルギーを呈するおそれのある者

カ バイアルのゴム栓に乾燥天然ゴム（ラテックス）が含まれている製剤を使用する際の、ラテックス過敏症のある者

キ 結核の予防接種にあつては、過去に結核患者との長期の接触がある者その他の結核感染の疑いのある者

ク ロタウイルス感染症の予防接種にあつては、活動性胃腸疾患や下痢等の胃腸障害のある者

ケ R S ウイルス感染症の予防接種にあつては、妊娠高血圧症候群の疑いがある者

別紙 定期予防接種医療機関 (A 類疾病)

番号	予防接種を行う 主たる場所	実施する 予防接種
1	住吉 1-19-1-204 ツインタワーすみとしクリニック	BCG,日脳,2 混,HPV,RS,
2	住吉 2-11-1 本田医院	BCG,MR,日脳,2 混,麻, 風,HPV,RS,
3	猿江 1-18-18 さるえこどもクリニック	BCG,B,小肺,5混,ロタ,水 痘,MR,日脳,2 混,ポ,3混, 麻,風,HPV,RS,
4	森下 1-16-7-1F 森下駅前クリニック	BCG,B,小肺,5混,ロタ,水 痘,MR,日脳,2 混,ポ,3混, ヒブ,麻,風,HPV,RS,
5	森下 1-6-9-1F 森下クリニック内科皮膚科小児科	BCG,B,小肺,5混,ロタ,水 痘,MR,日脳,2 混,ポ,3混, ヒブ,麻,風,HPV,RS,
6	森下 2-20-12 渡辺こどもクリニック	BCG,B,小肺,5混,ロタ,水 痘,MR,日脳,2 混,ポ,3混, ヒブ,麻,風,HPV,RS,
7	森下 4-9-12 野木村医院	BCG,B,小肺,5混,ロタ,水 痘,MR,日脳,2 混,HPV,RS,
8	高橋 13-2-1F 望月内科クリニック	BCG,B,小肺,5混,ロタ,水 痘,MR,日脳,2 混,3混,ヒ ブ,麻,風,HPV,RS,
9	扇橋 2-1-3-202 竹内小児科医院	BCG,B,小肺,5混,ロタ,水 痘,MR,日脳,2 混,ポ,3混, ヒブ,麻,風,HPV,RS,
10	扇橋 2-17-5 小林内科クリニック	BCG,MR,2 混,麻, 風,HPV,RS,
11	扇橋 3-5-7-1F 城東クリニック	BCG,B,小肺,5混,ロタ,水 痘,MR,日脳,2 混,ポ,3混, ヒブ,麻,風,HPV,RS,
12	千石 2-10-6 千石はやし内科クリニック	BCG,日脳,2 混,HPV,RS,

13	東陽 2-4-29-2F こどもクリニックさとう	BCG,B,小肺,5混,ロタ,水 痘,MR,日脳,2 混,ポ,3混, ヒブ,麻,風,HPV,RS,
14	東陽 3-1-7 服部医院	BCG,B,小肺,5混,ロタ,水 痘,MR,日脳,2 混,ポ,3混, ヒブ,麻,風,HPV,RS,
15	東陽 3-18-4 永田医院	BCG,B,小肺,5混,ロタ,水 痘,MR,日脳,2 混,ポ,ヒ ブ,HPV,RS,
16	東陽 3-27-17-3F タムス総合クリニック東陽町駅前	BCG,B,小肺,5混,ロタ,水 痘,MR,日脳,2 混,ポ,3混, ヒブ,麻,風,HPV,RS,
17	東陽 3-27-32-2F までのこうじクリニック	BCG,B,小肺,5混,ロタ,水 痘,MR,日脳,2 混,麻, 風,HPV,RS,
18	東陽 3-5-5-4F 木場小児科	BCG,B,小肺,5混,ロタ,水 痘,MR,日脳,2 混,ポ,3混, ヒブ,麻,風,HPV,RS,
19	東陽 3-5-5 第二服部医院	BCG,B,小肺,5混,ロタ,水 痘,MR,日脳,2 混,3混,ヒ ブ,麻,風,HPV,RS,
20	東陽 4-10-8-6F 東陽町はぐみファミリークリニック	BCG,B,小肺,5混,ロタ,水 痘,MR,日脳,2 混,HPV,RS,
21	東陽 4-5-15-3F さくらハートクリニック	BCG,日脳,2 混,HPV,RS,
22	東陽 6-3-2-2F 東京イースト 21 クリニック	BCG,B,小肺,水痘,MR, 日脳,2 混,ポ,3混,麻, 風,HPV,RS,
23	白河 3-1-3 河口内科眼科クリニック	BCG,B,小肺,5混,水 痘,MR,日脳,2 混,ポ,3混, ヒブ,麻,風,HPV,RS,
24	白河 3-4-3-205 清澄白河ファミリークリニック	BCG,B,小肺,5混,ロタ,水 痘,MR,日脳,2 混,ポ,3混, ヒブ,麻,風,HPV,RS,

25	三好 3-1-3 清澄白河こどもクリニック	BCG,B,小肺,5混,ロタ,水痘,MR,日脳,2 混,ボ,ヒブ,HPV,RS,
26	平野 2-11-5-2F 平和記念医院	BCG,B,小肺,5混,ロタ,水痘,MR,日脳,2 混,ボ,3混,ヒブ,麻,風,HPV,RS,
27	平野 3-2-13-1F ウェルネス木場公園クリニック	BCG,小肺,5混,ロタ,水痘,MR,日脳,2 混,ボ,3混,ヒブ,麻,風,HPV,RS,
28	清澄 3-4-11-2F ふるたに医院	BCG,B,小肺,5混,ロタ,水痘,MR,日脳,2 混,3混,ヒブ,風,HPV,RS,
29	清澄 3-6-9 清澄内科	BCG,日脳,2 混,HPV,RS,
30	深川 1-5-3 ひろた医院	BCG,日脳,2 混,HPV,RS,
31	木場 1-5-9-3F 深川ギャザリア青空こどもクリニック	BCG,B,小肺,5混,ロタ,水痘,MR,日脳,2 混,ボ,3混,ヒブ,麻,風,HPV,RS,
32	木場 6-11-3-4F 東峯サライクリニック	BCG,B,小肺,5混,ロタ,水痘,MR,日脳,2 混,3 混,HPV,RS,
33	塩浜 1-4-3 みやさか内科医院	BCG,MR,2 混,HPV,RS,
34	塩浜 2-7-3 鈴木病院	BCG,水痘,MR,日脳,2 混,HPV,RS,
35	古石場 2-14-1 おかの小児科	BCG,B,小肺,5混,ロタ,水痘,MR,日脳,2 混,ボ,3混,ヒブ,麻,風,HPV,RS,
36	富岡 2-9-11-6F こどもみらい富岡クリニック	BCG,B,小肺,5混,ロタ,水痘,MR,日脳,2 混,ボ,3混,ヒブ,HPV,RS,
37	門前仲町 1-6-9 城田小児科医院	BCG,B,小肺,5混,ロタ,水痘,MR,日脳,2 混,ボ,3混,ヒブ,麻,風,HPV,RS,

38	潮見 2-1-10-1F オピ内科クリニック	BCG,B,小肺,5混,ロタ,水痘,MR,日脳,2混,ポ,3混,ヒブ,麻,風,HPV,RS,
39	潮見 2-7-1-1F 潮見駅前内科クリニック	BCG,B,小肺,5混,ロタ,水痘,MR,日脳,2混,ポ,3混,ヒブ,麻,風,HPV,RS,
40	辰巳 1-9-49-102 辰巳中央診療所	BCG,B,小肺,5混,ロタ,水痘,MR,日脳,2混,ポ,3混,ヒブ,麻,風,HPV,RS,
41	豊洲 2-2-1-3・4F タムスファミリークリニック豊洲	BCG,B,小肺,5混,ロタ,水痘,MR,日脳,2混,ポ,3混,ヒブ,麻,風,HPV,RS,
42	豊洲 2-5-3-1F けいこ豊洲こどもクリニック	BCG,B,小肺,5混,ロタ,水痘,MR,日脳,2混,ポ,3混,HPV,RS,
43	豊洲 2-5-3-1F 豊洲寺沢クリニック	BCG,水痘,MR,日脳,2混,麻,風,HPV,RS,
44	豊洲 4-10-18-1F 江東豊洲はるそらクリニック	BCG,日脳,2混,HPV,RS,
45	豊洲 4-9-13-1F たけうちこどもクリニック	BCG,B,小肺,5混,ロタ,水痘,MR,日脳,2混,ポ,3混,ヒブ,麻,風,HPV,RS,
46	豊洲 5-5-25-1F 豊洲みんなクリニック豊洲院	BCG,B,小肺,5混,ロタ,水痘,MR,日脳,2混,ポ,3混,麻,風,HPV,RS,
47	豊洲 5-6-29-1F 豊洲小児科醫院	BCG,B,小肺,5混,ロタ,水痘,MR,日脳,2混,ポ,3混,ヒブ,麻,風,HPV,RS,
48	東雲 1-5-19-4F キャップスクリニック東雲	BCG,B,小肺,5混,ロタ,水痘,MR,日脳,2混,HPV,RS,
49	東雲 1-9-10-2F いよりこどもクリニック	BCG,B,小肺,5混,ロタ,水痘,MR,日脳,2混,ポ,3混,ヒブ,麻,風,HPV,RS,

50	東雲 1-9-11-102 のずえ小児科	BCG,B,小肺,5混,ロタ,水 痘,MR,日脳,2 混,ポ,3 混,HPV,RS,
51	有明 2-1-7-1F 有明みんなクリニック 有明ガーデン院	BCG,B,小肺,5混,ロタ,水 痘,MR,日脳,2 混,ポ,3混, ヒブ,麻,風,HPV,RS,
52	有明 2-1-8-4F ベビースマイルレディースクリニック有明	BCG,B,小肺,5混,ロタ,水 痘,MR,日脳,2 混,HPV,RS,
53	有明 3-6-11-3F 東京ファッションタウンビルクリニック	BCG,水痘,MR,日脳,2 混,HPV,RS,
54	亀戸 2-21-5-4F 北 かめいど駅前小児科	BCG,B,小肺,5混,ロタ,水 痘,MR,日脳,2 混,ポ,3混, ヒブ,HPV,RS,
55	亀戸 2-26-8-1F 亀戸内科クリニック	BCG,B,小肺,5混,ロタ,水 痘,MR,日脳,2 混,ポ,3混, ヒブ,麻,風,HPV,RS,
56	亀戸 2-42-5-2F 亀戸キッズクリニック	BCG,B,小肺,5混,ロタ,水 痘,MR,日脳,2 混,ポ,3混, ヒブ,HPV,RS,
57	亀戸 3-14-4 アクアメディカルクリニック	BCG,B,小肺,5混,水 痘,MR,日脳,2 混,ポ,3混, ヒブ,麻,風,HPV,RS,
58	亀戸 3-2-13 わらび内科ペインクリニック	BCG,日脳,2 混,HPV,RS,
59	亀戸 3-46-2-101 天神通りクリニック	BCG,B,小肺,5混,ロタ,水 痘,MR,日脳,2 混,ポ,3混, ヒブ,麻,風,HPV,RS,
60	亀戸 5-1-6-101 亀戸駅前クリニック	BCG,水痘,MR,日脳,2 混,HPV,RS,
61	亀戸 6-14-3-1F 五の橋こどもクリニック	BCG,B,小肺,5混,ロタ,水 痘,MR,日脳,2 混,ポ,3混, ヒブ,麻,風,HPV,RS,
62	亀戸 6-28-2-1F くらしヶアカリニック城東	BCG,B,小肺,5混,ロタ,水 痘,MR,日脳,2 混,ポ,3混, ヒブ,麻,風,HPV,RS,

63	亀戸 6-31-6-4F あかちゃんとかどものクリニック カメイドク ロ ック	BCG,B,小肺,5混,ロタ,水 痘,MR,日脳,2 混,ポ,3混, ヒブ,麻,風,HPV,RS,
64	亀戸 6-57-20-2F 亀戸水神森クリニック	BCG,B,小肺,5混,ロタ,水 痘,MR,日脳,2 混,HPV,RS,
65	亀戸 8-8-8 豊島医院	BCG,B,小肺,5混,ロタ,水 痘,MR,日脳,2 混,HPV,RS,
66	亀戸 9-34-1-136 わかたけクリニック	BCG,MR,日脳,2 混,麻, 風,HPV,RS,
67	大島 1-2-2-102 ルピナスこどもクリニック	BCG,B,小肺,5混,ロタ,水 痘,MR,日脳,2 混,ポ,3混, ヒブ,麻,風,HPV,RS,
68	大島 1-29-4-101 スマイルクリニック西大島	BCG,B,小肺,5混,ロタ,水 痘,MR,日脳,2 混,ポ,3混, ヒブ,麻,風,HPV,RS,
69	大島 1-33-15 小野内科診療所	BCG,B,小肺,ロタ,水 痘,MR,日脳,麻, 風,HPV,RS,
70	大島 4-1-6-105 小林クリニック	BCG,日脳,2 混,HPV,RS,
71	大島 4-12-6-1F かおり皮膚科クリニック	BCG,B,小肺,5混,水 痘,MR,日脳,2 混,3混,ヒ ブ,麻,風,HPV,RS,
72	大島 4-8-14 大島医院	BCG,B,小肺,5混,水 痘,MR,日脳,2 混,3混,ヒ ブ,麻,風,HPV,RS,
73	大島 5-10-10-406 大島耳鼻咽喉科・アレルギー科	BCG,B,小肺,水痘,MR, ポ,ヒブ,麻,風,HPV,RS,
74	大島 5-51-10-101 永岡クリニック	BCG,MR,日脳,2 混,HPV,RS,
75	大島 5-8-1 稲見内科医院	BCG,B,小肺,5混,ロタ,水 痘,MR,日脳,2 混,ポ,3混, ヒブ,麻,風,HPV,RS,

76	大島 6-1-4-102 こどもみらい大島クリニック	BCG,B,小肺,5混,ロタ,水 痘,MR,日脳,2 混,ポ,3 混,HPV,RS,
77	大島 6-8-5 江東病院	BCG,B,小肺,5混,ロタ,水 痘,MR,日脳,2 混,HPV,RS,
78	大島 7-1-18-1F ビーハッピークリニック	BCG,B,小肺,5混,ロタ,水 痘,MR,日脳,2 混,HPV,RS,
79	大島 7-38-15 あかね記念クリニック	BCG,B,小肺,5混,ロタ,水 痘,MR,日脳,2 混,ポ,3混, ヒブ,麻,風,HPV,RS,
80	大島 8-5-2 大島小児科医院	BCG,B,小肺,5混,ロタ,水 痘,MR,日脳,2 混,ポ,3混, ヒブ,麻,風,HPV,RS,
81	大島 9-3-16-1F よし耳鼻咽喉科	BCG,B,小肺,5混,ロタ,水 痘,MR,日脳,2 混,ポ,3混, ヒブ,麻,風,HPV,RS,
82	大島 9-5-1-103 笠井小児クリニック	BCG,B,小肺,5混,ロタ,水 痘,MR,日脳,2 混,ポ,3混, ヒブ,麻,風,HPV,RS,
83	北砂 2-1-22 寿康会病院	BCG,B,小肺,5混,ロタ,水 痘,MR,日脳,2 混,ポ,3混, ヒブ,麻,風,HPV,RS,
84	北砂 2-14-17 荒木医院	BCG,B,小肺,5混,ロタ,水 痘,MR,日脳,2 混,ポ,ヒブ, 麻,風,HPV,RS,
85	北砂 2-17-1-3F アリオ北砂内科	BCG,水痘,MR,日脳,2 混,HPV,RS,
86	北砂 5-14-3-101 柳沢ファミリークリニック	BCG,B,小肺,5混,ロタ,水 痘,MR,日脳,2 混,ポ,3混, 麻,風,HPV,RS,
87	北砂 5-16-1 北原診療所	BCG,B,小肺,5混,ロタ,水 痘,MR,日脳,2 混,ポ,3混, ヒブ,麻,風,HPV,RS,

88	北砂 5-20-8 たち内科小児科クリニック	BCG,B,小肺,5混,ロタ,水 痘,MR,日脳,2 混,ポ,3混, ヒブ,麻,風,HPV,RS,
89	北砂 6-1-4 おおぞら太陽クリニック	BCG,B,小肺,5混,ロタ,水 痘,MR,日脳,2 混,ヒブ,麻, 風,HPV,RS,
90	北砂 7-3-17 神原医院	BCG,B,小肺,5混,ロタ,水 痘,MR,日脳,2 混,ポ,3混, ヒブ,麻,風,HPV,RS,
91	東砂 2-11-27 赤羽根医院	BCG,B,小肺,5混,ロタ,水 痘,MR,日脳,2 混, 風,HPV,RS,
92	東砂 2-5-7-2F 恵仁クリニック	BCG,B,小肺,5混,ロタ,水 痘,MR,日脳,2 混,ポ,3混, ヒブ,麻,風,HPV,RS,
93	東砂 4-23-6 みやたけクリニック	BCG,B,小肺,5混,ロタ,水 痘,MR,日脳,2 混,ポ,3混, ヒブ,麻,風,HPV,RS,
94	東砂 4-9-2 鎌上医院	BCG,B,小肺,5混,ロタ,水 痘,MR,日脳,2 混,ポ,3混, ヒブ,麻,風,HPV,RS,
95	東砂 5-3-4 葛西橋診療所	BCG,MR,2 混,HPV,RS,
96	東砂 7-19-13-201 なおやこどもクリニック	BCG,B,小肺,5混,ロタ,水 痘,MR,日脳,2 混,ポ,3混, ヒブ,麻,風,HPV,RS,
97	東砂 8-19-13 金子クリニック	BCG,水痘,MR,日 脳,HPV,RS,
98	新砂 3-3-53-2F 南砂町駅前おおさわクリニック	BCG,MR,日脳,2 混,HPV,RS,
99	南砂 1-9-9 鈴木医院	BCG,B,小肺,5混,ロタ,水 痘,MR,日脳,2 混,ポ,3混, ヒブ,麻,風,HPV,RS,
100	南砂 2-32-5-2F 東陽町南砂みやけ内科	BCG,MR,日脳,2 混,HPV,RS,

101	南砂 2-32-5-2F おかもとこどもクリニック	BCG,B,小肺,5混,口タ,水 痘,MR,日脳,2 混,ホ,3混, 麻,風,HPV,RS,
102	南砂 3-8-10 かぶき内科	BCG,2 混,HPV,RS,
103	南砂 6-8-14 中澤医院	BCG,小肺,5混,水 痘,MR,日脳,2 混,ヒブ,麻, 風,HPV,RS,

別表2 定期予防接種医療機関（帯状疱疹）

1	江東区清澄3丁目4番11号 サイネックスビル2階 ふるたに医院
2	江東区清澄3丁目6番9号 清澄内科
3	江東区清澄3丁目10番16-102号 清澄ケアクリニック
4	江東区高橋13番2号 ヴィラロイヤル森下1階 望月内科クリニック
5	江東区高橋14番3号 盛市ビル4階 なかむら整形外科
6	江東区森下1丁目5番10号 2階 篠宮クリニック
7	江東区森下1丁目16番7号 太田ビル1階 森下駅前クリニック
8	江東区森下2丁目20番12号 フォーレドサンテ202 あおばクリニック
9	江東区森下2丁目28番3号 森下TMマンション1階 もりした耳鼻咽喉科
10	江東区森下4丁目9番12号 野木村医院
11	江東区森下4丁目11番5号 東和第二ビル2階 中沢内科
12	江東区平野2丁目11番5号 パシフィック第二門前仲町2階 平和記念医院
13	江東区平野3丁目2番13号 1階 ウェルネス木場公園クリニック
14	江東区三好2丁目15番10号 同友会深川クリニック
15	江東区三好4丁目7番10-102号 扇橋診療所
16	江東区白河1丁目6番2号 清澄白河メディカルブリッジ2階

	清澄女性泌尿器科クリニック
17	江東区白河 1 丁目 6 番 2 号 清澄白河メディカルブリッジ 3 階 パークイーストクリニック清澄白河
18	江東区白河 1 丁目 6 番 2 号 清澄白河メディカルブリッジ 5 階・6 階 水谷皮フ科クリニック清澄白河院
19	江東区白河 3 丁目 1 番 3 号 河口内科眼科クリニック
20	江東区白河 3 丁目 4 番 3-205 号 清澄白河ファミリークリニック
21	江東区永代 2 丁目 34 番 10 号 魚住総合クリニック
22	江東区永代 2 丁目 37 番 22 号 永代クリニックビル 1 階 永代クリニック
23	江東区福住 1 丁目 17 番 8 号 東亜門前仲町ビル 5 階 たけし在宅クリニック
24	江東区深川 1 丁目 5 番 3 号 ひろた医院
25	江東区門前仲町 1 丁目 6 番 11 号 トレディパーチェ門前仲町 3 階 門前仲町内科クリニック
26	江東区門前仲町 2 丁目 11 番 8 号 野崎クリニック
27	江東区門前仲町 1 丁目 20 番 3 号 門仲耳鼻咽喉科
28	江東区門前仲町 2 丁目 11 番 9 号 あしたばビル 3 階 しらゆり皮膚科門仲クリニック
29	江東区富岡 1 丁目 4 番 10 号 リバーハイツ門前仲町 2 階 江東ありま胃腸肛門内視鏡クリニック 門前仲町院
30	江東区富岡 1 丁目 13 番 14 号 リブリ・ヴィラクリヤマⅡ 1 階 船山内科

31	江東区富岡1丁目25番5号 メディカルビル門前仲町5・6階 はる内科・呼吸器内科 門前仲町院
32	江東区富岡1丁目26番20号 2階 とみおか医院
33	江東区富岡2丁目2番6号 プロスペアー門前仲町202 M'sクリニックもんなか
34	江東区富岡2丁目9番11号 Tokyo Monnaka Village 6階 こどもみらい富岡クリニック
35	江東区古石場1丁目13番19号 大井医院
36	江東区古石場2丁目14番1-204号 吉田まゆみ内科
37	江東区越中島2丁目14番10号 もんなか整形外科
38	江東区塩浜1丁目4番3号 みやさか内科医院
39	江東区塩浜2丁目5番23-104号 ゆき耳鼻咽喉科クリニック
40	江東区塩浜2丁目7番3号 鈴木病院
41	江東区枝川1丁目6番20号 橘クリニック
42	江東区豊洲2丁目2番1号 アーバンドックららぽーと豊洲3 4階 タムスファミリークリニック豊洲
43	江東区豊洲2丁目5番3号 1階 豊洲寺沢クリニック
44	江東区豊洲2丁目5番3号 パークシティ豊洲コートC棟1階 けいこ豊洲こどもクリニック
45	江東区豊洲3丁目2番3号 豊洲キュービックガーデン1階

	神津クリニック
46	江東区豊洲 3 丁目 2 番 20 号 豊洲フロント 2 階 大手町さくらクリニック in 豊洲
47	江東区豊洲 4 丁目 2 番 2 号 豊南堂ビル 2 階 とよす内科クリニック
48	江東区豊洲 4 丁目 7 番 1 号 豊洲医院
49	江東区豊洲 4 丁目 10 番 18 号 プライヴブルー東京 1 階 江東豊洲はるそらクリニック
50	江東区豊洲 5 丁目 2 番 10 号 沢真ビル 3 階 澤井クリニック
51	江東区豊洲 5 丁目 2 番 12 号 豊洲 BAYSIDE クリニックビル 6・7 階 豊洲レディースクリニック
52	江東区豊洲 5 丁目 5 番 1-108 号 豊洲シエルコート 1 階 石原クリニック
53	江東区豊洲 5 丁目 5 番 25 号 昭和大学豊洲寮 1 階 豊洲みんなクリニック豊洲院
54	江東区豊洲 5 丁目 6 番 29 号 パークホームズ豊洲ザ レジデンス 1 階 豊洲ベイサイド内科外科
55	江東区東雲 1 丁目 5 番 19 AIP25 豊洲ビル 4 階 キャップクリニック東雲
56	江東区東雲 1 丁目 5 番 19 号 AIP25 豊洲ビル 4 階 しののめメディカルクリニック
57	江東区東雲 1 丁目 5 番 19 号 AIP25 豊洲ビル 4 階 スガノ脳神経外科クリニック
58	江東区東雲 1 丁目 8 番 17 号 東雲クリニック
59	江東区東雲 1 丁目 9 番 10 号 しののめ内科クリニック
60	江東区東雲 1 丁目 9 番 10 号 イオン東雲ショッピングセンター 2 階

	いよりこどもクリニック
61	江東区東雲 1 丁目 9 番 11-102 号 のずえ小児科
62	江東区東雲 1 丁目 9 番 21 号 東雲キャナルコート CODAN 6 街区 102 かしわぎクリニック
63	江東区東雲 1 丁目 9 番 22 号 東雲キャナルコート内 たかすな内科胃腸内科クリニック
64	江東区東雲 2 丁目 1 番 22 号 6 階 なないろハートクリニック
65	江東区有明 2 丁目 1 番 7 号 有明ガーデン 1 階 有明みんなクリニック 有明ガーデン院
66	江東区有明 2 丁目 1 番 7 号 有明ガーデンモール&スパ棟 1 階 H 102 区画 サルスクリニック有明
67	江東区有明 2 丁目 1 番 8 号 有明ガーデン 4 階 ベビースマイルレディースクリニック有明
68	江東区有明 2 丁目 9 番 1 号 東京有明医療大学附属クリニック
69	江東区辰巳 1 丁目 9 番 49-102 号 辰巳中央診療所
70	江東区潮見 2 丁目 1 番 10 号 オビ内科クリニック
71	江東区潮見 2 丁目 7 番 1 号 潮見駅前プラザ二番街 1 階 潮見駅前内科クリニック
72	江東区青海 2 丁目 3 番 23 号 1 階 フジテレビ湾岸スタジオビル診療所
73	江東区千石 2 丁目 8 番 10 号 リオベルジュ 1 階 とがし住吉内科循環器クリニック
74	江東区千石 2 丁目 10 番 6 号 千石はやし内科クリニック

75	江東区千石 2 丁目 10 番 6 号 JU TOWER FRONT 千石 1 階 東陽町耳鼻咽喉科・アレルギー科
76	江東区海辺 1 2 番 11 号 正井診療所
77	江東区扇橋 2 丁目 1 番 3 号 竹内小児科医院
78	江東区扇橋 2 丁目 2 番 3 号 深川立川病院
79	江東区扇橋 2 丁目 17 番 5 号 小林内科クリニック
80	江東区扇橋 3 丁目 5 番 7 号 リバーサイド奥村 1 階 城東クリニック
81	江東区猿江 1 丁目 18 番 18 号 さるえこどもクリニック
82	江東区猿江 2 丁目 6 番 11 号 福井クリニック
83	江東区猿江 2 丁目 16 番 5 号 住吉メディカルモール 3 階 住吉内科消化器内科クリニック
84	江東区猿江 2 丁目 16 番 5 号 住吉メディカルモール 4 階 石橋耳鼻咽喉科クリニック
85	江東区住吉 1 丁目 18 番 1 号 あそか病院
86	江東区住吉 1 丁目 19 番 1 号 ツインタワーすみとし住吉館 20 4 号室 ツインタワーすみとしクリニック
87	江東区住吉 2 丁目 5 番 17 号 フジハイツ 1 階 よしだ内科クリニック
88	江東区住吉 2 丁目 11 番 1 号 本田医院
89	江東区木場 1 丁目 5 番 25 号 深川ギャザリアタワー S 棟 3 階 深川ギャザリアクリニック
90	江東区木場 2 丁目 19 番 2 号 H・R・Hビル 3 階 鈴木クリニック

91	江東区木場 5 丁目 3 番 10 号 東峯婦人クリニック
92	江東区木場 5 丁目 8 番 7 号 木場病院
93	江東区木場 6 丁目 4 番 16 号 バウムブラッツ 201 号 大江戸江東クリニック
94	江東区木場 6 丁目 9 番 8 号 浅川医院
95	江東区東陽 2 丁目 3 番 1 号 イトーピア東陽町マンション 2 階 とのうち耳鼻科クリニック
96	江東区東陽 2 丁目 3 番 16-116 号 タウンセンタークリニック
97	江東区東陽 2 丁目 4 番 26 号 2 階 クリニック東陽町
98	江東区東陽 2 丁目 4 番 26 号 3 階 みつはたペインクリニック
99	江東区東陽 2 丁目 4 番 29 号 こどもクリニックさとう
100	江東区東陽 3 丁目 1 番 7 号 服部医院
101	江東区東陽 3 丁目 3 番 6 号 前川ビル 3 階 木場整形外科
102	東陽 3 丁目 3 番 9 号 メディカルモール木場 3 階 木場よしの消化器クリニック
103	江東区東陽 3 丁目 5 番 5 号 第二服部医院
104	東陽 3 丁目 5 番 5 号 4 階 木場小児科
105	江東区東陽 3 丁目 18 番 4 号 永田医院
106	江東区東陽 3 丁目 23 番 6 号 大陽ビルクリニック
107	江東区東陽 3 丁目 27 番 17 号 長谷川ビル 3 階

	タムス総合クリニック東陽町駅前
108	江東区東陽 3 丁目 2 7 番 3 2 号 玉河ビル 2 階 までのこうじクリニック
109	江東区東陽 3 丁目 2 7 番 3 2 号 玉河ビル 4 階 東陽パークサイドクリニック
110	江東区東陽 3 丁目 2 7 番 3 2 号 玉河ビル 6 階 杉本整形外科クリニック
111	江東区東陽 4 丁目 5 番 1 5 号 東陽町サンキビル 3 階 さくらハートクリニック
112	江東区東陽 4 丁目 6 番 1 号 三共商会ビル 6 階 みつ葉クリニック
113	江東区東陽 4 丁目 8 番 2 1 号 TSK 第 2 ビル 3 階 東陽すずらんレディースクリニック
114	江東区東陽 4 丁目 1 0 番 8 号 杉船ビル 6 階 東陽町はぐくみファミリークリニック
115	江東区東陽 6 丁目 3 番 2 号ー 2 0 2 A 東京イースト 2 1 クリニック
116	江東区亀戸 2 丁目 1 7 番 2 4 号 清湘会記念病院
117	江東区亀戸 2 丁目 2 1 番 5 号 亀戸ファーストスクエア 5 階南 イースト血液内科クリニック
118	江東区亀戸 2 丁目 2 5 番 1 4 号 京阪亀戸ビル 3 階 亀戸駅前いそむらクリニック
119	江東区亀戸 2 丁目 2 5 番 1 4 号 京阪亀戸ビル 3 階 かめいど腎臓内科クリニック
120	江東区亀戸 2 丁目 2 6 番 8 号 風月堂ビル 1 階 亀戸内科クリニック
121	江東区亀戸 2 丁目 4 2 番 5 号 4 階 亀戸島山クリニック
122	江東区亀戸 2 丁目 4 2 番 7 号 吉村内科
123	江東区亀戸 3 丁目 2 番 1 3 号

	わらび内科ペインクリニック
124	江東区亀戸 3 丁目 1 4 番 4 号 アクアメディカルクリニック
125	江東区亀戸 3 丁目 4 6 番 2 号 天神通りクリニック
126	江東区亀戸 4 丁目 1 7 番 8 号 河野外科
127	江東区亀戸 4 丁目 1 8 番 4 号 亀戸メディカルビル 3 階 水神クリニック
128	江東区亀戸 5 丁目 1 番 2 号 L I V 亀戸 2 3 階 亀戸駅前胃と大腸の消化器内視鏡内科クリニック江東区院
129	江東区亀戸 5 丁目 1 番 6 - 1 0 1 号 亀戸駅前クリニック
130	江東区亀戸 6 丁目 2 番 3 号 田辺ビル 4 階 しおかぜクリニック
131	江東区亀戸 6 丁目 1 4 番 3 号 五の橋こどもクリニック
132	江東区亀戸 6 丁目 2 8 番 2 号 ドゥーエ亀戸 1 階 くらしケアクリニック城東
133	江東区亀戸 6 丁目 5 7 番 2 0 号 亀戸東口駅前ビル 2 階 亀戸水神森クリニック
134	江東区亀戸 7 丁目 1 0 番 1 号 ひらの亀戸ひまわり診療所
135	江東区亀戸 7 丁目 6 4 番 3 号 園ペインクリニック
136	江東区亀戸 8 丁目 8 番 8 号 豊島医院
137	江東区亀戸 9 丁目 1 3 番 1 号 東京城東病院
138	江東区亀戸 9 丁目 3 4 番 1 - 1 3 6 号 わかたけクリニック

139	江東区大島 1 丁目 1 番 5 号 メディカルポートクローバ橋 2 階 D そえだクリニック
140	江東区大島 1 丁目 2 番 2 号 ザ・ガーデンタワーズサンセットタワ ー 1 0 2 ルビナスこどもクリニック
141	江東区大島 1 丁目 2 9 番 4-1 0 1 号 スマイルクリニック西大島
142	江東区大島 1 丁目 3 0 番 4 号 L-TOWER 1 階 こはる在宅クリニック
143	江東区大島 1 丁目 3 3 番 1 5 号 小野ビル 1 階 小野内科診療所
144	江東区大島 1 丁目 3 6 番 5 号 江東ビル 2 階 江東診療所
145	江東区大島 2 丁目 3 3 番 1 0 号 ブラウドタワー亀戸 1 階 五の橋タワークリニック
146	江東区大島 2 丁目 4 1 番 1 6 号 文洋ビル 5 階 岡田皮フ科クリニック
147	江東区大島 3 丁目 4 番 3 号 2 階 西大島駅と亀戸駅の間のいわぶち内科と泌尿器科のクリニック
148	江東区大島 3 丁目 1 4 番 1 7 号 江口ビル 3 0 2 号室 林内科クリニック
149	江東区大島 4 丁目 1 番 6-1 0 5 号 小林クリニック
150	江東区大島 4 丁目 6 番 2 1 号 西大島ビューハイツ 1 0 1 号室 藤川内科・呼吸器内科クリニック
151	江東区大島 4 丁目 8 番 1 4 号 大島医院
152	江東区大島 4 丁目 1 2 番 6 号 かおり皮ふ科クリニック
153	江東区大島 5 丁目 7 番 5 号 ヤマキビル大島 4 階 まつもとメディカルクリニック

154	江東区大島 5 丁目 7 番 5 号 ヤマキビル大島 5 階 江東病院附属在宅診療所
155	江東区大島 5 丁目 8 番 1 号 稲見内科医院
156	江東区大島 5 丁目 10 番 10 号 セントラルプラザ大島 1 階 大島駅前クリニック
157	江東区大島 5 丁目 10 番 10 号 セントラルプラザ大島 406 大島耳鼻咽喉科・アレルギー科
158	江東区大島 5 丁目 32 番 5 号 1 階 いのうえ整形外科
159	江東区大島 5 丁目 36 番 7 号 2 階 びやじま内科医院・大島駅前
160	江東区大島 5 丁目 46 番 4 号 小林整形外科
161	江東区大島 5 丁目 51 番 10-101 号 永岡クリニック
162	江東区大島 6 丁目 1 番 4-102 号 こどもみらい大島クリニック
163	江東区大島 6 丁目 8 番 5 号 江東病院
164	江東区大島 6 丁目 9 番 11 号 宮方クリニック
165	江東区大島 6 丁目 30 番 14 号 かわの皮膚科
166	江東区大島 7 丁目 1 番 18 号 1 階 ビーハッピークリニック
167	江東区大島 7 丁目 7 番 1 号 中の橋クリニック
168	江東区大島 7 丁目 38 番 15 号 あかねクリニック
169	江東区大島 7 丁目 38 番 30 号 ダイエー東大島 2 階 佐竹クリニック

170	江東区大島 8 丁目 5 番 2 号 大島小児科医院
171	江東区大島 8 丁目 4 2 番 7 号 サンピアット東大島 2 F 東大島メディカルクリニック
172	江東区大島 9 丁目 5 番 1 号 コアシティ東大島 1 0 3 笠井小児クリニック
173	江東区大島 9 丁目 5 番 1-1 0 4 号 コアシティ東大島クリニック
174	江東区大島 9 丁目 5 番 1-1 0 6 号 さがみ外科胃腸科クリニック
175	江東区北砂 2 丁目 1 番 2 2 号 寿康会病院
176	江東区北砂 2 丁目 1 5 番 4 0 号 協和メディカルクリニック
177	江東区北砂 2 丁目 1 7 番 1 号 アリオ北砂 3 階 アリオ北砂内科・小児科
178	江東区北砂 4 丁目 9 番 1 0 砂町あんず皮膚科
179	江東区北砂 5 丁目 1 4 番 3 号 柳沢ファミリークリニック
180	江東区北砂 5 丁目 1 6 番 1 号 北原診療所
181	江東区北砂 5 丁目 2 0 番 8 号 たち内科小児科クリニック
182	江東区北砂 5 丁目 2 0 番 8 号 E 区画 五味皮膚科
183	江東区北砂 6 丁目 1 番 4 号 おおぞら太陽クリニック
184	江東区北砂 6 丁目 2 7 番 1 7 号 サワイメディカルクリニック
185	江東区北砂 7 丁目 3 番 1 7 号 神原医院
186	江東区東砂 2 丁目 5 番 7 号 2 階 恵仁クリニック

187	江東区東砂 2 丁目 1 1 番 2 7 号 赤羽根医院
188	江東区東砂 3 丁目 2 5 番 3 号 ソライロ在宅クリニック
189	江東区東砂 4 丁目 9 番 2 号 鎌上医院
190	江東区東砂 4 丁目 2 2 番 1 号 田尻整形外科
191	江東区東砂 4 丁目 2 3 番 6 号 みやたけクリニック
192	江東区東砂 5 丁目 3 番 4 号 葛西橋診療所
193	江東区東砂 5 丁目 1 2 番 2 0 号 砂町診療所
194	江東区東砂 7 丁目 1 9 番 1 3 - 3 0 1 号 まるやま皮膚科クリニック
195	江東区東砂 8 丁目 1 9 番 1 3 号 金子クリニック
196	江東区新砂 3 丁目 1 番 9 号 南砂町駅前皮フ科
197	江東区新砂 3 丁目 3 番 2 0 号 順天堂東京江東高齢者医療センター
198	江東区新砂 3 丁目 3 番 2 5 号 東京都立東部療育センター
199	江東区新砂 3 丁目 3 番 5 3 号 アルカナール南砂 2 階 E 南砂町駅前おおさわクリニック
200	江東区南砂 1 丁目 9 番 9 号 鈴木医院
201	江東区南砂 1 丁目 2 5 番 1 1 号 藤崎病院
202	江東区南砂 2 丁目 3 番 1 9 号 南砂メディカルクリニック
203	江東区南砂 2 丁目 6 番 3 号 サンライズ東陽ビル 2 階 おくむら医院

204	江東区南砂 2 丁目 2 8 番 7 号 六地藏クリニック
205	江東区南砂 2 丁目 3 2 番 5 号 2 階 おかもとこどもクリニック
206	江東区南砂 3 丁目 8 番 1 0 号 かぶき内科
207	江東区南砂 4 丁目 7 番 2 3 号 植田医院
208	江東区南砂 6 丁目 8 番 1 4 号 中澤医院
209	江東区南砂 7 丁目 1 番 2 5 号 南砂公園ガーデニア 2 0 9 城東南砂医院
210	江東区南砂 7 丁目 1 3 番 5 号 寿康会診療所

別表3 定期予防接種医療機関（高齢者用肺炎球菌）

1	江東区清澄3丁目4番11号 サイネックスビル2階 ふるたに医院
2	江東区清澄3丁目6番9号 清澄内科
3	江東区清澄3丁目10番16-102号 清澄ケアクリニック
4	江東区高橋13番2号 ヴィラロイヤル森下1階 望月内科クリニック
5	江東区森下1丁目5番10号 2階 篠宮クリニック
6	江東区森下1丁目6番9号 タカマビル1階 森下クリニック内科皮膚科小児科
7	江東区森下1丁目16番7号 太田ビル1階 森下駅前クリニック
8	江東区森下2丁目20番12号 フォーレドサンテ202 あおばクリニック
9	江東区森下2丁目20番12号 2階 渡辺こどもクリニック
10	江東区森下2丁目28番3号 森下TMマンション1階 もりした耳鼻咽喉科
11	江東区森下4丁目9番12号 野木村医院
12	江東区森下4丁目11番5号 東和第二ビル2階 中沢内科
13	江東区平野2丁目11番5号 パシフィック第二門前仲町2階 平和記念医院
14	江東区平野3丁目2番13号 1階 ウェルネス木場公園クリニック
15	江東区三好2丁目15番10号 同友会深川クリニック
16	江東区三好3丁目8番4号

	東龍堂 鈴木医院
17	江東区三好 4 丁目 7 番 10-102 号 扇橋診療所
18	江東区白河 1 丁目 6 番 2 号 清澄白河メディカルブリッジ 2 階 清澄女性泌尿器科クリニック
19	江東区白河 1 丁目 6 番 2 号 清澄白河メディカルブリッジ 3 階 パークイーストクリニック 清澄白河
20	江東区白河 3 丁目 1 番 3 号 河口内科眼科クリニック
21	江東区白河 3 丁目 4 番 3-205 号 清澄白河ファミリークリニック
22	江東区永代 2 丁目 34 番 10 号 魚住総合クリニック
23	江東区永代 2 丁目 37 番 22 号 永代クリニックビル 1 階 永代クリニック
24	江東区福住 1 丁目 17 番 8 号 東亜門前仲町ビル 5 階 たけし在宅クリニック
25	江東区深川 1 丁目 5 番 3 号 ひろた医院
26	江東区深川 2 丁目 14 番 11 号 深川安江クリニック
27	江東区門前仲町 1 丁目 6 番 11 号 トレディパーチェ門前仲町 3 階 門前仲町内科クリニック
28	江東区門前仲町 1 丁目 13 番 13 号 ベルテ門前仲町 1 階・2 階 より子マタニティ&レディース門前仲町
29	江東区門前仲町 1 丁目 20 番 3 号 門仲耳鼻咽喉科
30	江東区門前仲町 2 丁目 11 番 8 号 野崎クリニック

31	江東区富岡1丁目4番10号 リバーハイツ門前仲町2階 江東ありま胃腸肛門内視鏡クリニック 門前仲町院
32	江東区富岡1丁目13番14号 リブリ・ヴィラクリヤマⅡ1階 船山内科
33	江東区富岡1丁目25番5号 サンピア3階 もんなか泌尿器科
34	江東区富岡1丁目25番5号 メディカルビル門前仲町5・6階 はる内科・呼吸器内科 門前仲町院
35	江東区富岡1丁目25番5号 メディカルビル門前仲町7階 おかみやウィメンズクリニック門前仲町
36	江東区富岡1丁目26番20号 2階 とみおか医院
37	江東区富岡2丁目2番6号 プロスペアー門前仲町202 M'sクリニックもんなか
38	江東区富岡2丁目9番11号 Tokyo Monnaka Village 6階 こどもみらい富岡クリニック
39	江東区古石場1丁目13番19号 大井医院
40	江東区古石場2丁目14番1-204号 吉田まゆみ内科
41	江東区越中島2丁目14番10号 もんなか整形外科
42	江東区塩浜1丁目4番3号 みやさか内科医院
43	江東区塩浜2丁目5番23-104号 ゆき耳鼻咽喉科クリニック
44	江東区塩浜2丁目7番3号 鈴木病院
45	江東区枝川1丁目6番20号 橘クリニック

46	江東区枝川 3 丁目 8 番 1 3 号 鈴木リハビリテーション病院
47	江東区豊洲 2 丁目 2 番 1 号 アーバンドックららぽーと豊洲 3 4 階 タムスファミリークリニック豊洲
48	江東区豊洲 2 丁目 5 番 3 号 パークシティ豊洲コート C 棟 1 階 けいこ豊洲こどもクリニック
49	江東区豊洲 2 丁目 5 番 3 号 1 階 豊洲寺沢クリニック
50	江東区豊洲 3 丁目 2 番 3 号 豊洲キュービックガーデン 1 階 神津クリニック
51	江東区豊洲 3 丁目 2 番 2 0 号 豊洲フロント 2 階 大手町さくらクリニック in 豊洲
52	江東区豊洲 4 丁目 2 番 2 号 豊南堂ビル 2 階 とよす内科クリニック
53	江東区豊洲 4 丁目 1 0 番 1 8 号 プライヴブルー東京 1 階 江東豊洲はるそらクリニック
54	江東区豊洲 5 丁目 2 番 1 0 号 沢真ビル 3 階 澤井クリニック
55	江東区豊洲 5 丁目 2 番 1 2 号 豊洲 BAYSIDE クリニックビ ル 6・7 階 豊洲レディースクリニック
56	江東区豊洲 5 丁目 5 番 1-108 号 豊洲シエルコート 1 階 石原クリニック
57	江東区豊洲 5 丁目 5 番 1 号 豊洲シエルタワー 3 階 昭和医科大学豊洲クリニック予防医学センター
58	江東区豊洲 5 丁目 5 番 2 5 号 昭和大学豊洲寮 1 階 豊洲みんなクリニック豊洲院
59	江東区豊洲 5 丁目 6 番 2 9 号 パークホームズ豊洲ザ レジデ ンス 1 階 豊洲ベイサイド内科外科
60	江東区東雲 1 丁目 5 番 1 9 A I P 2 5 豊洲ビル 4 階 キャップスクリニック東雲

61	江東区東雲 1 丁目 5 番 1 9 号 A I P 2 5 豊洲ビル 4 階 しのめめディカルクリニック
62	江東区東雲 1 丁目 5 番 1 9 号 A I P 2 5 豊洲ビル 4 階 スガノ脳神経外科クリニック
63	江東区東雲 1 丁目 8 番 1 7 号 東雲クリニック
64	江東区東雲 1 丁目 9 番 1 0 号 しのめめ内科クリニック
65	江東区東雲 1 丁目 9 番 2 1 号 東雲キャナルコート C O D A N 6 街区 1 0 2 かしわざクリニック
66	江東区東雲 1 丁目 9 番 2 2 号 東雲キャナルコート内 たかすな内科胃腸内科クリニック
67	江東区東雲 2 丁目 1 番 2 2 号 6 階 なないろハートクリニック
68	江東区有明 2 丁目 1 番 7 号 有明ガーデン 1 階 有明みんなクリニック 有明ガーデン院
69	江東区有明 2 丁目 1 番 7 号 有明ガーデンモール&スパ棟 1 階 H 1 0 2 区画 サルスクリニック有明
70	江東区有明 2 丁目 1 番 8 号 有明ガーデン 4 階 ベビースマイルレディースクリニック有明
71	江東区有明 2 丁目 9 番 1 号 東京有明医療大学附属クリニック
72	江東区有明 3 丁目 6 番 1 1 号 東京ファッションタウン (T F T) ビル東館 3 階 東京ファッションタウンビルクリニック
73	江東区辰巳 1 丁目 9 番 4 9 - 1 0 2 号 辰巳中央診療所
74	江東区潮見 2 丁目 1 番 1 0 号 オビ内科クリニック

75	江東区潮見 2 丁目 7 番 1 号 潮見駅前プラザ二番街 1 階 潮見駅前内科クリニック
76	江東区青海 2 丁目 3 番 2 3 号 1 階 フジテレビ湾岸スタジオビル診療所
77	江東区千石 2 丁目 8 番 1 0 号 リオベルジュ 1 階 とがし住吉内科循環器クリニック
78	江東区千石 2 丁目 1 0 番 6 号 千石はやし内科クリニック
79	江東区千石 2 丁目 1 0 番 6 号 J U T O W E R F R O N T 千石 1 階 東陽町耳鼻咽喉科・アレルギー科
80	江東区海辺 1 2 番 1 1 号 正井診療所
81	江東区扇橋 2 丁目 1 番 3 号 竹内小児科医院
82	江東区扇橋 2 丁目 2 番 3 号 深川立川病院
83	江東区扇橋 2 丁目 1 7 番 5 号 小林内科クリニック
84	江東区扇橋 3 丁目 5 番 7 号 リバーサイド奥村 1 階 城東クリニック
85	江東区猿江 1 丁目 1 8 番 1 8 号 さるえこどもクリニック
86	江東区猿江 2 丁目 6 番 1 1 号 福井クリニック
87	江東区猿江 2 丁目 1 6 番 5 号 住吉メディカルモール 3 階 住吉内科消化器内科クリニック
88	江東区住吉 1 丁目 1 8 番 1 号 あそか病院
89	江東区住吉 1 丁目 1 9 番 1 号 ツインタワーすみとし住吉館 2 0 4 号室 ツインタワーすみとしクリニック
90	江東区住吉 2 丁目 5 番 1 7 号 フジハイツ 1 階 よしだ内科クリニック

91	江東区住吉 2 丁目 1 1 番 1 号 本田医院
92	江東区木場 1 丁目 4 番 3 号 MEFULL 木場 3 階 木場内科外科内視鏡クリニック
93	江東区木場 1 丁目 5 番 2 5 号 深川ギャザリアタワー S 棟 3 階 深川ギャザリアクリニック
94	江東区木場 2 丁目 1 9 番 2 号 H・R・Hビル 3 階 鈴木クリニック
95	江東区木場 5 丁目 3 番 7 号 1 階 東峯ラウンジクリニック
96	江東区木場 5 丁目 3 番 7 号 東寿会ビル 6 階 藤川クリニック
97	江東区木場 5 丁目 3 番 1 0 号 東峯婦人クリニック
98	江東区木場 5 丁目 8 番 7 号 木場病院
99	江東区木場 6 丁目 4 番 1 6 号 バウムブラッツ 2 0 1 号 大江戸江東クリニック
100	江東区木場 6 丁目 9 番 8 号 浅川医院
101	江東区東陽 2 丁目 3 番 1 6 - 1 1 6 号 タウンセンタークリニック
102	江東区東陽 2 丁目 4 番 2 6 号 3 階 みつはたペインクリニック
103	江東区東陽 3 丁目 1 番 7 号 服部医院
104	江東区東陽 3 丁目 3 番 6 号 前川ビル 3 階 木場整形外科
105	東陽 3 丁目 3 番 9 号 メディカルモール木場 3 階 木場よしの消化器クリニック
106	江東区東陽 3 丁目 5 番 5 号 4 階 木場小児科
107	江東区東陽 3 丁目 5 番 5 号

	第二服部医院
108	江東区東陽 3 丁目 1 8 番 4 号 永田医院
109	江東区東陽 3 丁目 2 3 番 6 号 太陽ビルクリニック
110	江東区東陽 3 丁目 2 7 番 1 7 号 長谷川ビル 3 階 タムス総合クリニック東陽町駅前
111	江東区東陽 3 丁目 2 7 番 3 2 号 玉河ビル 2 階 までのこうじクリニック
112	江東区東陽 3 丁目 2 7 番 3 2 号 玉河ビル 4 階 東陽パークサイドクリニック
113	江東区東陽 3 丁目 2 7 番 3 2 号 玉河ビル 6 階 杉本整形外科クリニック
114	江東区東陽 4 丁目 5 番 1 5 号 東陽町サンキビル 3 階 さくらハートクリニック
115	江東区東陽 4 丁目 6 番 1 号 三共商会ビル 6 階 みつ葉クリニック
116	江東区東陽 4 丁目 1 0 番 8 号 杉船ビル 6 階 東陽町はぐくみファミリークリニック
117	江東区東陽 6 丁目 3 番 2 号-202A 東京イースト 21 クリニック
118	江東区亀戸 1 丁目 2 8 番 8 号 五ノ橋クリニック
119	江東区亀戸 2 丁目 1 7 番 2 4 号 清湘会記念病院
120	江東区亀戸 2 丁目 2 1 番 5 号 亀戸ファーストスクエア 5 階南 イースト血液内科クリニック
121	江東区亀戸 2 丁目 2 5 番 1 4 号 京阪亀戸ビル 3 階 亀戸駅前いそむらクリニック
122	江東区亀戸 2 丁目 2 5 番 1 4 号 京阪亀戸ビル 3 階 かめいど腎臓内科クリニック
123	江東区亀戸 2 丁目 2 6 番 8 号 風月堂ビル 1 階

	亀戸内科クリニック
124	江東区亀戸 2 丁目 3 6 番 1 2 号 エスプリ亀戸 4 階 亀戸内視鏡・胃腸内科クリニック
125	江東区亀戸 2 丁目 4 1 番 1 号 友仁病院
126	江東区亀戸 2 丁目 4 2 番 5 号 4 階 亀戸畠山クリニック
127	江東区亀戸 2 丁目 4 2 番 7 号 吉村内科
128	江東区亀戸 3 丁目 2 番 1 3 号 わらび内科ペインクリニック
129	江東区亀戸 3 丁目 1 4 番 4 号 アクアメディカルクリニック
130	江東区亀戸 3 丁目 4 6 番 2 号 天神通りクリニック
131	江東区亀戸 4 丁目 1 8 番 4 号 亀戸メディカルビル 3 階 水神クリニック
132	江東区亀戸 5 丁目 1 番 2 号 L I V 亀戸 2 3 階 亀戸駅前胃と大腸の消化器内視鏡内科クリニック江東区院
133	江東区亀戸 6 丁目 2 番 3 号 田辺ビル 4 階 しおかぜクリニック
134	江東区亀戸 6 丁目 2 番 3 号 田辺ビル 5 階 クリニックコスモス
135	江東区亀戸 6 丁目 1 4 番 3 号 五の橋こどもクリニック
136	江東区亀戸 6 丁目 2 8 番 2 号 ドゥーエ亀戸 1 階 くらしケアクリニック城東
137	江東区亀戸 6 丁目 5 7 番 2 0 号 亀戸東口駅前ビル 2 階 亀戸水神森クリニック
138	江東区亀戸 6 丁目 5 6 番 2 0 号 亀戸東口駅前ビル 3 階 あさ美皮膚科亀戸駅前

139	江東区亀戸 7 丁目 10 番 1 号 ひらの亀戸ひまわり診療所
140	江東区亀戸 7 丁目 64 番 3 号 園ペインクリニック
141	江東区亀戸 8 丁目 8 番 8 号 豊島医院
142	江東区亀戸 9 丁目 13 番 1 号 東京城東病院
143	江東区亀戸 9 丁目 34 番 1-136 号 わかたけクリニック
144	江東区大島 1 丁目 1 番 5 号 メディカルポートクローバ橋 2 階 D そえだクリニック
145	江東区大島 1 丁目 2 番 2 号 ザ・ガーデンタワーズサンセットタワ ー 102 ルピナスこどもクリニック
146	江東区大島 1 丁目 29 番 4-101 号 スマイルクリニック西大島
147	江東区大島 1 丁目 30 番 4 号 L-TOWER 1 階 こはる在宅クリニック
148	江東区大島 1 丁目 33 番 15 号 小野ビル 1 階 小野内科診療所
149	江東区大島 2 丁目 33 番 10 号 ブラウドタワー亀戸 1 階 五の橋タワークリニック
150	江東区大島 3 丁目 4 番 3 号 2 階 西大島駅と亀戸駅の間のいわぶち内科と泌尿器科のクリニック
151	江東区大島 3 丁目 14 番 17 号 江口ビル 302 号室 林内科クリニック
152	江東区大島 4 丁目 1 番 6-105 号 小林クリニック
153	江東区大島 4 丁目 6 番 21 号 西大島ビューハイツ 101 号室 藤川内科・呼吸器内科クリニック

154	江東区大島 4 丁目 8 番 1 4 号 大島医院
155	江東区大島 4 丁目 1 2 番 6 号 かおり皮膚科クリニック
156	江東区大島 5 丁目 7 番 5 号 ヤマキビル大島 4 階 まつもとメディカルクリニック
157	江東区大島 5 丁目 7 番 5 号 ヤマキビル大島 5 階 江東病院附属在宅診療所
158	江東区大島 5 丁目 8 番 1 号 稲見内科医院
159	江東区大島 5 丁目 1 0 番 1 0 号 セントラルプラザ大島 4 0 6 大島耳鼻咽喉科・アレルギー科
160	江東区大島 5 丁目 3 2 番 5 号 1 階 いのうえ整形外科
161	江東区大島 5 丁目 3 6 番 7 号 2 階 びやじま内科医院・大島駅前
162	江東区大島 5 丁目 4 6 番 4 号 小林整形外科
163	江東区大島 5 丁目 5 1 番 1 0 - 1 0 1 号 永岡クリニック
164	江東区大島 6 丁目 1 番 4 - 1 0 2 号 こどもみらい大島クリニック
165	江東区大島 6 丁目 8 番 5 号 江東病院
166	江東区大島 6 丁目 9 番 1 1 号 宮方クリニック
167	江東区大島 7 丁目 1 番 1 8 号 1 階 ビーハッピークリニック
168	江東区大島 7 丁目 7 番 1 号 中の橋クリニック
169	江東区大島 7 丁目 3 6 番 4 号 星医院

170	江東区大島 7 丁目 3 8 番 1 5 号 あかねクリニック
171	江東区大島 7 丁目 3 8 番 3 0 号 ダイエー東大島 2 階 佐竹クリニック
172	江東区大島 8 丁目 5 番 2 号 大島小児科医院
173	江東区大島 8 丁目 4 2 番 7 号 サンピアット東大島 2 F 東大島メディカルクリニック
174	江東区大島 9 丁目 3 番 1 6 号 よし耳鼻咽喉科
175	江東区大島 9 丁目 5 番 1-104 号 コアシティ東大島クリニック
176	江東区大島 9 丁目 5 番 1-106 号 さがみ外科胃腸科クリニック
177	江東区北砂 2 丁目 1 番 2 2 号 寿康会病院
178	江東区北砂 2 丁目 1 4 番 1 7 号 荒木医院
179	江東区北砂 2 丁目 1 4 番 2 0 号 北砂クリニック
180	江東区北砂 2 丁目 1 5 番 4 0 号 協和メディカルクリニック
181	江東区北砂 2 丁目 1 7 番 1 号 アリオ北砂 3 階 アリオ北砂内科・小児科
182	江東区北砂 4 丁目 2 4 番 1 1 号 南塚内科医院
183	江東区北砂 5 丁目 1 4 番 3 号 柳沢ファミリークリニック
184	江東区北砂 5 丁目 1 6 番 1 号 北原診療所
185	江東区北砂 5 丁目 2 0 番 8 号 たち内科小児科クリニック
186	江東区北砂 6 丁目 1 番 4 号 おおぞら太陽クリニック

187	江東区北砂 6 丁目 2 7 番 1 7 号 サワイメディカルクリニック
188	江東区北砂 7 丁目 3 番 1 7 号 神原医院
189	江東区東砂 2 丁目 5 番 7 号 2 階 恵仁クリニック
190	江東区東砂 2 丁目 1 1 番 2 7 号 赤羽根医院
191	江東区東砂 3 丁目 2 5 番 3 号 ソライロ在宅クリニック
192	江東区東砂 4 丁目 9 番 2 号 鎌上医院
193	江東区東砂 4 丁目 2 2 番 1 号 田尻整形外科
194	江東区東砂 4 丁目 2 3 番 6 号 みやたけクリニック
195	江東区東砂 5 丁目 3 番 4 号 葛西橋診療所
196	江東区東砂 5 丁目 1 2 番 2 0 号 砂町診療所
197	江東区東砂 6 丁目 7 番 5 号 永岡医院
198	江東区東砂 7 丁目 1 9 番 1 3 - 3 0 1 号 まるやま皮膚科クリニック
199	江東区東砂 8 丁目 1 9 番 1 3 号 金子クリニック
200	江東区新砂 3 丁目 1 番 9 号 1 階 南砂町リウマチ科整形外科
201	江東区新砂 3 丁目 3 番 2 0 号 順天堂東京江東高齢者医療センター
202	江東区新砂 3 丁目 3 番 2 5 号 東京都立東部療育センター
203	江東区新砂 3 丁目 3 番 5 3 号 アルカナール南砂 2 階 E 南砂町駅前おおさわクリニック

204	江東区南砂 1 丁目 9 番 9 号 鈴木医院
205	江東区南砂 1 丁目 2 5 番 1 1 号 藤崎病院
206	江東区南砂 2 丁目 3 番 1 9 号 南砂メディカルクリニック
207	江東区南砂 2 丁目 6 番 3 号 サンライズ東陽ビル 2 階 おくむら医院
208	江東区南砂 2 丁目 2 8 番 7 号 六地藏クリニック
209	江東区南砂 2 丁目 3 2 番 5 号 2 階 おかもとこどもクリニック
210	江東区南砂 3 丁目 8 番 1 0 号 かぶき内科
211	江東区南砂 4 丁目 7 番 2 3 号 植田医院
212	江東区南砂 6 丁目 8 番 1 4 号 中澤医院
213	江東区南砂 7 丁目 1 番 2 5 号 南砂公園ガーデニア 2 0 9 城東南砂医院
214	江東区南砂 7 丁目 1 3 番 5 号 寿康会診療所

◎江東区告示 1 6 5 号

特定乳児等通園支援事業者の確認について
子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号）第 5 4 条の 2 の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業者に係る確認を行ったので、法第 5 3 条第 1 号の規定により下記のとおり告示する。

令和 8 年 4 月 1 7 日

江東区長 大久保 朋 果
記

設置者名	施設名	所在地	施設の種 類
池田 文 子	まなべ幼 稚園	江東区住吉二 丁目 1 4 番 6	新制度移 行幼稚園
学校法人 まんとみ 学園	まんとみ 幼稚園	江東区亀戸一 丁目 1 4 番 1 2	私学助成 幼稚園

学校法人 亀井学園	江東めぐ み幼稚園	江東区東砂二 丁目 1 1 番 3	私学助成 幼稚園
学校法人 東京 Y M C A 学院	江東 Y M C A 幼稚 園	江東区石島三 丁目 1 5 番	新制度移 行幼稚園
学校法人 進藤学園	きよし幼 稚園	江東区東砂三 丁目 1 7 番 1 0	私学助成 幼稚園

◎江東区告示第 1 6 6 号

江東区自転車の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和 6 0 年 1 0 月江東区条例第 2 8 号）第 1 5 条第 2 項及び第 2 3 条第 2 項の規定により保管した自転車で利用者等の確認ができないものについて、別紙のとおり告示する。

なお、この告示のときから 1 か月を経過しても当該自転車を返還することができない場合は、同

条例第15条第3項及び第23条第2項の規定により、当該自転車処分する。

令和8年4月21日

江東区長 大久保 朋 果

〔別紙省略〕

◎江東区告示第168号

特定乳児等通園支援事業者の確認について
子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第54条の2の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業者に係る確認を行ったので、法第53条第1号の規定により下記のとおり告示する。

令和8年4月22日

江東区長 大久保 朋 果

記

設置者名	施設名	所在地	確認年月日	施設の種類
江東区	江東区森下保育園	江東区森下三丁目14番6号	令和8年5月1日	公設公営保育所
江東区	江東区白河保育園	江東区白河一丁目7番1号	令和8年5月1日	公設公営保育所
江東区	江東区深川一丁目保育園	江東区深川一丁目6番15-101号	令和8年5月1日	公設公営保育所
江東区	江東区古石場保育園	江東区古石場二丁目14番1-102号	令和8年5月1日	公設公営保育所
江東区	江東区東雲保育園	江東区東雲一丁目8番5-101号	令和8年5月1日	公設公営保育所
江東区	江東区東雲第二保育園	江東区東雲二丁目4番4-103号	令和8年5月1日	公設公営保育所
江東区	江東区辰巳第三保育園	江東区辰巳一丁目10番81-101号	令和8年5月1日	公設公営保育所
江東区	江東区東陽保育園	江東区東陽三丁目22番1-101号	令和8年5月1日	公設公営保育所
江東区	江東区亀戸保育園	江東区亀戸六丁目	令和8年5月	公設公営保育所

		54番2-101号	1日	所
江東区	江東区亀戸第二保育園	江東区亀戸七丁目41番16号	令和8年5月1日	公設公営保育所
江東区	江東区亀戸第三保育園	江東区亀戸一丁目24番6号	令和8年5月1日	公設公営保育所
江東区	江東区わかば保育園	江東区大島九丁目7番8-101号	令和8年5月1日	公設公営保育所
江東区	江東区大島保育園	江東区大島五丁目40番41階	令和8年5月1日	公設公営保育所
江東区	江東区大島第二保育園	江東区大島四丁目1番6-130号	令和8年5月1日	公設公営保育所
江東区	江東区大島第三保育園	江東区大島六丁目1番6-130号	令和8年5月1日	公設公営保育所
江東区	江東区大島第四保育園	江東区大島八丁目12番20-101号	令和8年5月1日	公設公営保育所
江東区	江東区北砂保育園	江東区北砂一丁目1番4-101号	令和8年5月1日	公設公営保育所
江東区	江東区小名木川第二保育園	江東区北砂五丁目20番3-101号	令和8年5月1日	公設公営保育所
江東区	江東区亀高第二保育園	江東区北砂五丁目20番10-101号	令和8年5月1日	公設公営保育所
江東区	江東区東砂保育園	江東区東砂二丁目13番2-101号	令和8年5月1日	公設公営保育所
江東区	江東区東砂第二保育園	江東区東砂二丁目6番4-101号	令和8年5月1日	公設公営保育所

江東区	江東区東砂第四保育園	江東区東砂七丁目 17 番 35 - 101 号	令和 8 年 5 月 1 日	公設 公営 保育所
江東区	江東区南砂第一保育園	江東区南砂四丁目 4 番 1 - 102 号	令和 8 年 5 月 1 日	公設 公営 保育所
江東区	江東区南砂第三保育園	江東区南砂二丁目 3 番 3 - 102 号	令和 8 年 5 月 1 日	公設 公営 保育所
江東区	江東区南砂第五保育園	江東区南砂二丁目 3 番 3 - 102 号	令和 8 年 5 月 1 日	公設 公営 保育所
江東区	江東区白河かもめ保育園	江東区白河一丁目 5 番 1 - 101 号	令和 8 年 5 月 1 日	公設 民営 保育所
江東区	江東区辰巳第二保育園	江東区辰巳一丁目 2 番 4 号	令和 8 年 5 月 1 日	公設 民営 保育所
江東区	江東区潮見保育園	江東区潮見一丁目 29 番 15 - 101 号	令和 8 年 6 月 1 日	公設 民営 保育所
江東区	江東区千田保育園	江東区千田 22 番 8 号	令和 8 年 6 月 1 日	公設 民営 保育所
江東区	江東区猿江保育園	江東区猿江一丁目 8 番 10 号	令和 8 年 6 月 1 日	公設 民営 保育所
江東区	江東区毛利保育園	江東区毛利二丁目 1 番 14 号	令和 8 年 6 月 1 日	公設 民営 保育所
江東区	江東区亀戸第四保育園	江東区亀戸四丁目 21 番 13 号	令和 8 年 6 月 1 日	公設 民営 保育所
江東区	江東区南砂さくら保育園	江東区南砂六丁目 8 番 3 号	令和 8 年 5 月 1 日	公設 民営 保育所

令和 8 年 4 月 27 日

江東区長 大久保 朋 果
記

整理番号	路線名	供用開始の区間	備考
1	城 2 3 号	江東区北砂四丁目 1283 番 8 先から 江東区北砂四丁目 1283 番 12 先まで	次図表示 のとおり

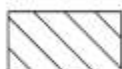
◎江東区告示第 172 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、下記の特別区道の供用を開始する。

なお、その関係図面は、令和 8 年 4 月 27 日から 2 週間、本区土木部において一般の縦覧に供する。

特別区道城 2 3 号供用開始略図

江東区北砂四丁目地内

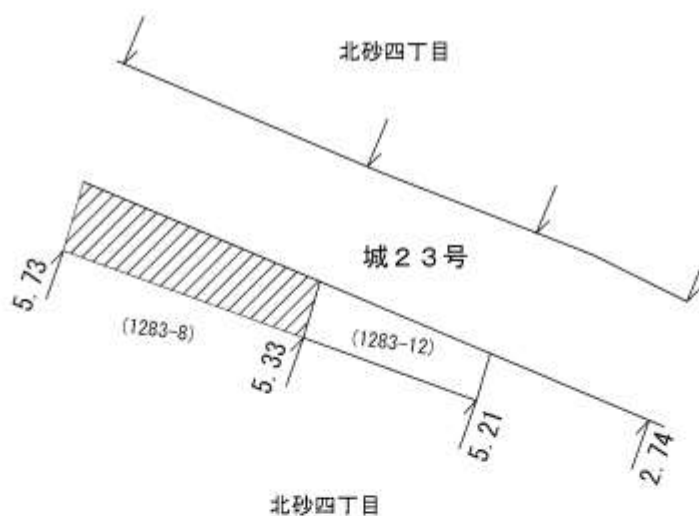


供用開始区域

面積 14.25 平方メートル



供用開始箇所



※ 数字はメートル
※ ()内は地番

◎江東区告示第 1 7 5 号

江東区立都市公園条例（昭和 5 2 年 6 月江東区条例第 1 3 号）第 3 条第 2 項の規定に基づき、下記の公園の区域及び面積を令和 8 年 5 月 1 日から変更する。

令和 8 年 5 月 1 日

江東区長 大久保 朋 果

記

1 区域及び面積を変更する公園

名称	位置
江東区立荒川・砂町水 辺公園	江東区東砂三丁目 3 0 番先 同 新砂三丁目 8 番先

2 変更区域

別図のとおり

3 変更面積

変更前：5 8, 2 9 1. 0 0 m²

変更後：5 9, 1 4 0. 0 7 m² (+ 8 4 9.
0 7 m²)

名 称 江東区立荒川・砂町水辺公園
 位 置 江東区東砂三丁目30番先、新砂三丁目8番先
 公園面積 59,140.07平方メートル
 (旧面積 58,291.00+849.07平方メートル)

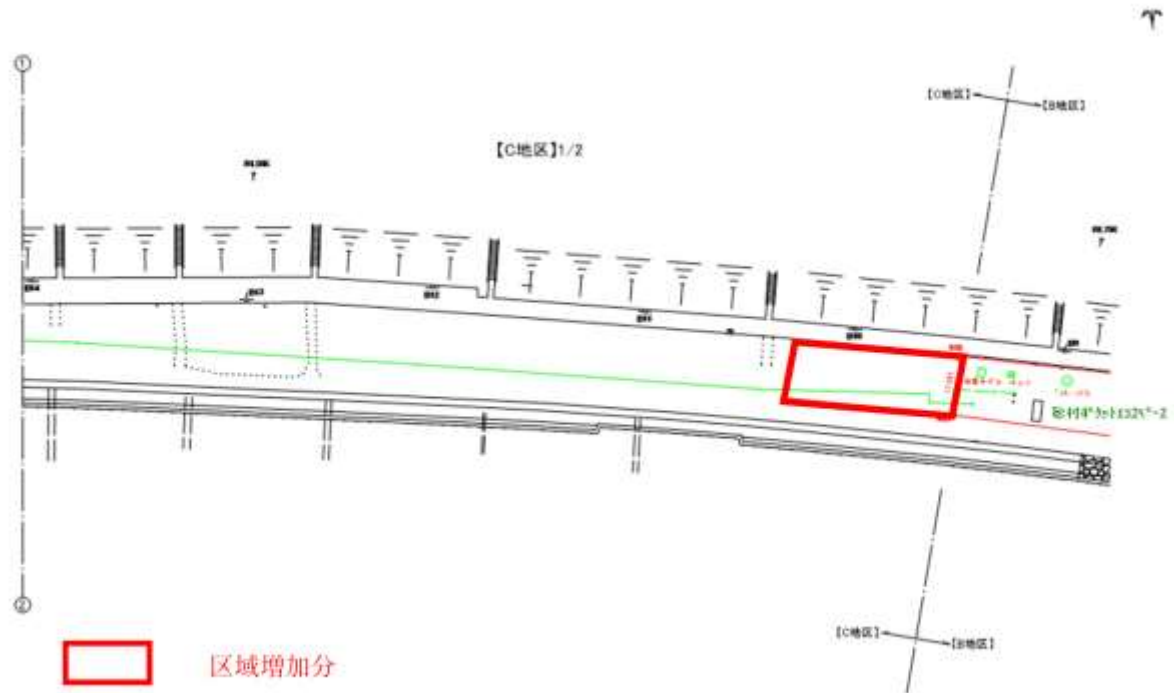
《案内図》



《平面図》



《平面図詳細》



5 面積計算書

占用 地区	公園		階段	護岸 出入口	施 設								小計 (面積㎡)	旧 小計 (面積㎡) ※各地区の許可面 積は下部のとおり	増減
	高水敷	階段護岸			排水管		手すり・転落防止柵		ボックス	給水管					
					面積 (㎡)	面積 (㎡)	長さ (m)	面積 (㎡)		長さ (m)	面積 (㎡)				
A地区	5,622.79		6.68		29.34	22.97	4.94	0.74				5,653.18	5,653.18	0.00	
B地区	6,625.18				17.60	12.75						6,637.92	6,637.92	0.00	
C地区	852.23									3.24	587.91	58.79	914.26	914.26	0.00
D地区	8,405.20	3,905.66					46.00	4.60				12,315.46	12,315.46	0.00	
F地区	33,729.01										83.14	8.31	33,737.32	33,737.32	0.00
合計												59,258.14	59,258.14	0.00	
占用申請面積(小数第一位切り上げ)												59,259.00	59,259.00	0.00	

(※CADにより計算)

※荒下占許第150号(R5.3.17許可):A・B・D・F地区の面積

※荒下占許第142号(R7.10.29許可):B地区の面積変更

※荒下占許第 号(R8. 許可):C地区の面積変更

※給水管はW=0.10mで計算

公園面積	59,140.07
既存	58,291.00
増減	849.07 (C地区及び他調整分)

◎江東区告示第 1 7 7 号

江東区自転車の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和 6 0 年 1 0 月江東区条例第 2 8 号）第 1 5 条第 2 項及び第 2 3 条第 2 項の規定により保管した自転車で利用者等の確認ができないものについて、別紙のとおり告示する。

なお、この告示のときから 1 か月を経過しても当該自転車を返還することができない場合は、同条例第 1 5 条第 3 項及び第 2 3 条第 2 項の規定により、当該自転車を処分する。

令和 8 年 5 月 1 日

江東区長 大久保 朋 果

〔別紙省略〕

告 示 （ 教 ）

◎江東区教育委員会告示第 5 号

江東区文化財保護条例（昭和 5 5 年 1 0 月江東区条例第 3 2 号）第 1 1 条の規定に基づき、下記について江東区指定無形文化財の指定及び保持者認定を解除する。

令和 8 年 4 月 6 日

江東区教育委員会

記

指定及び保持者認定の解除

1 無形文化財（工芸技術）

簾製作

江東区森下 2 - 1 4 - 6 - 3 0 3

豊田 勇

（令和 8 年 3 月 3 日死亡のため）

◎江東区教育委員会告示第 6 号

下記により、令和 8 年第 4 回江東区教育委員会定例会を招集する。

令和 8 年 4 月 2 1 日

江東区教育委員会

教育長 本田 健一朗

記

1 日時 令和 8 年 4 月 2 4 日（金）午前 1 0 時

2 場所 江東区役所

3 議題

日程第 1 議案第 2 2 号 江東区文化財の指定

日程第 2 議案第 2 3 号 江東区文化財の登録

日程第 3 議案第 2 4 号 江東区文化財の登録解除

日程第 4 議案第 2 5 号 江東区教育委員会公告式規則

4 報告事項

(1) 令和 8 年度新 1 ・ 7 年生の学校選択結果について ほか

告 示 (監)

同
同金 子 ひさし
高 村 きよみ

◎江東区監査委員告示第 5 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 19 条第 9 項、江東区監査基準（令和 2 年 4 月 1 日江東区監査委員訓令甲第 1 号）第 17 条の規定に基づき、令和 7 年度随時監査の結果を別紙のとおり公表する。

令和 8 年 4 月 15 日

江東区監査委員	豊 島 成 彦
同	佐 竹 としこ
同	金 子 ひさし
同	高 村 きよみ

〔別紙〕

令和 7 年度 随時監査（工事）報告書	
第 1	監査の範囲
1	監査の対象事項
	令和 7 年度実施工事のうち下記工事の施工状況を対象とした。
(1)	江東区スポーツ会館改修工事
(2)	大島橋架替工事（その 1）
(3)	中の島公園改修工事
(4)	江東区立第二南砂中学校校舎その他改修工事
2	監査の対象部課
(1)	総務部営繕課
(2)	土木部道路課、河川公園課
(3)	教育委員会事務局学校施設課
3	監査の実施期日
	令和 8 年 1 月 21 日
第 2	監査の手続
	監査の対象工事について、工事概要調書及び工事工程表等の資料を求め、監査当日は、監査事務局にて、所管課長からの工事概要等の説明、質疑応答等を行った後、各工事現場において関係職員の説明を聴取しつつ、関係書類との照査突合等、必要と認める監査を実施した。
第 3	監査の結果
	工事は、おおむね適正に進捗しており、特に指摘する事項はない。
	なお、監査の際に散見された軽微な誤りについては、口頭で改善を促した。

◎江東区監査委員告示第 6 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 19 条第 9 項、江東区監査基準（令和 2 年 4 月 1 日江東区監査委員訓令甲第 1 号）第 17 条の規定に基づき、令和 7 年度財政援助団体等監査の結果を別紙のとおり公表する。

令和 8 年 4 月 15 日

江東区監査委員	豊 島 成 彦
同	佐 竹 としこ

〔別紙〕

令和 7 年度財政援助団体等監査報告書

第1 監査の範囲

1 監査の対象事項

財政援助団体等監査は、江東区監査基準（令和2年4月1日江東区監査委員訓令甲第1号）第1条及び第2条第1項第3号（地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項）の規定に基づき、区が財政的援助を与えている団体等について実施する監査である。

令和7年度監査の対象事項は、次のとおりである。併せて、監査対象団体の所管部による指導監督の状況についても監査した。

- (1) 令和6年度に区が補助金（助成金を含む）を交付した団体（以下「補助金交付団体」という。）における出納その他の事務の執行で、当該財政的援助に係るもの
- (2) 区が出資している団体（以下「出資団体」という。）の出納その他の事務で、令和6年度の執行に係るもの
- (3) 地方自治法第244条の2第3項の規定により指定管理者として区の公の施設の管理を行わせている団体の出納その他の事務で、令和6年度の執行に係るもの

2 監査の対象団体、所管部等

対象団体	対象事項 による区分	対象施設・組織・事業	所管部
公益財団法人江東区文化コミュニティ財団	補助金交付 出資 指定管理	管理課、砂町文化センター、深川江戸資料館、芭蕉記念館、中川船番所資料館	地域振興部
公益財団法人江東区健康スポーツ公社	補助金交付 出資 指定管理	事務局、健康センター、スポーツ会館、東砂スポーツセンター	地域振興部 健康部（保健所）
特定非営利活動法人日本スポーツ振興協会	指定管理	青少年交流プラザ	地域振興部
社会福祉法人江東区社会福祉協議会	補助金交付	事務局	福祉部
社会福祉法人江東風の会	指定管理	亀戸福祉園	障害福祉部
社会福祉法人章佑会	指定管理	塩浜福祉園	障害福祉部
江東こどもまつり実行委員会	補助金交付		こども未来部

ミアヘルサ株式会社	補助金交付 指定管理	辰巳第二保育園	こども未来部
株式会社アンジェリカ	補助金交付	アンジェリカ白河保育園、アン ジェリカ亀戸保育園	こども未来部

3 監査の実施期日

令和7年10月2日から同年11月21日までのうち20日間

第2 監査の方法及び着眼点等

1 監査の方法

対象団体からは令和6年度事業報告書、出納関係帳票等、所管部からは補助金支出団体決算状況調書及び財政援助団体等決算状況調書その他の資料の提出を求め、監査当日は、関係職員の説明を聴取しつつ関係帳簿と証拠書類とを照査突合し、監査した。

また、事務局職員による事務監査を専門的視点から補完するため、公認会計士による会計関係書類の調査を併せて実施した。対象とした団体は、特定非営利活動法人日本スポーツ振興協会、社会福祉法人江東風の会、社会福祉法人章佑会、ミアヘルサ株式会社、株式会社アンジェリカの5団体である。

2 主な着眼点

(1) 補助金交付団体

- ア 所管部による補助金交付の決定及び手続は、適正になされているか。
- イ 補助事業は、補助の目的及び計画に沿って適正かつ効果的に行われているか。
- ウ 補助に係る会計経理内容は、適正か。

(2) 出資団体

- ア 出資の目的に沿って運営されているか。
- イ 会計処理に係る内部統制が整備され、適切に運用されているか。

(3) 指定管理者

- ア 指定管理者の指定の手続及び管理に関する協定等の締結が適法に行われているか。
- イ 所管部からの指導監督が適正になされているか。
- ウ 協定の内容に基づき、指定管理者の義務が履行されているか。
- エ 管理業務に係る会計経理内容は、適正か。

3 その他

本報告書において、指定管理者による管理業務に係る委託費を「指定管理料」という。

第3 監査対象団体の概要及び監査結果

令和7年度財政援助団体等監査に係る各団体の監査結果は、次のとおりである。

1 公益財団法人江東区文化コミュニティ財団

(1) 団体の概要

ア 概要

公益財団法人江東区文化コミュニティ財団(以下「財団」という。)は、昭和57年3月に財団法人江東区地域振興会として区が設立した団体である。平成22年4月、公益財団法人に移行し、併せて名称を変更した。

財団は、コミュニティの振興を図るとともに、文化の振興に関する事業を行うことによって地域社会の発展と豊かな区民生活の形成に寄与することを目的とし、主として次の事業を行っている。

- ① コミュニティの振興に関する事業
- ② 文化振興に関する事業
- ③ 江東区から受託する文化、コミュニティに関する事業
- ④ 江東区から受託する施設の管理運営に関する事業

イ 組織

財団は、役員10名(理事長1名、常務理事1名、理事6名、監事2名)及び職員129名(うち区派遣職員3名)で構成される(令和7年3月31日現在)。

(2) 区との関係

区は、財団に対して、補助金の交付及び出資を行った。また、区は財団を指定管理者として、公の施設の管理運営を行わせている。

ア 補助金交付

(7) 根拠法令等

江東区公益財団法人に対する助成等に関する条例(昭和61年3月江東区条例第9号)及び同施行規則(昭和61年3月江東区規則第24号)

(i) 補助金額

交 付 対 象	令 和 6 年 度	令 和 5 年 度
文化センター(7館)・総合区民センター・江東公会堂	820,914,864円	890,660,218円
芭蕉記念館・深川江戸資料館・中川船番所資料館	123,469,897円	116,609,462円
合 計	944,384,761円	1,007,269,680円

イ 出資

区は、法人設立の際の基本財産及び追加出資として3億円、運用財産として1千万円、合計3億1千万円を出資している。なお、令和6年度末の基本財産は、3億5千万円である。

ウ 指定管理

(7) 指定管理対象施設

- | | |
|-------------|------------|
| ① 江東区文化センター | ⑧ 総合区民センター |
| ② 森下文化センター | ⑨ 江東公会堂 |
| ③ 古石場文化センター | ⑩ 商工情報センター |
| ④ 豊洲文化センター | ⑪ 芭蕉記念館 |
| ⑤ 亀戸文化センター | ⑫ 深川江戸資料館 |
| ⑥ 東大島文化センター | ⑬ 中川船番所資料館 |
| ⑦ 砂町文化センター | |

(4) 指定期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

(7) 指定管理料

施 設 内 訳	令和6年度	令和5年度
文化センター（7館）・総合区民センター・江東公会堂・商工情報センター	718,229,914円	631,990,002円
芭蕉記念館・深川江戸資料館・中川船番所資料館	110,994,845円	105,517,734円
合 計	829,224,759円	737,507,736円

エ その他

区は、財団に対して、「地域クラブ活動連携事業」（委託金額：1,138,500円）を委託した。

(3) 運営状況の概要

ア 経営実績

財団は、主として補助金等収入、利用料金収入、事業収入等をもって運営されている。令和6年度における収支決算は、別表1-1のとおりである。

イ 財政状態

令和6年度末における財政状態は、別表1-2のとおりである。

(4) 監査の結果

ア 所管部による補助金交付の決定及び手続は、適正になされていると認められる。また、補助事業は補助の目的及び計画に沿って適正かつ効果的に行われており、補助に係る会計経理内容は適正であると認められる。

- イ 財団は、出資の目的に沿って運営されており、会計処理に係る内部統制は整備され、適切に運用されていると認められる。
- ウ 指定管理者の指定の手續及び管理に関する協定等の締結は適法に行われており、所管部からの指導監督は適正になされていると認められる。
また、協定の内容に基づき、指定管理者の義務は履行されており、管理業務に係る会計経理内容は適正であると認められる。
- エ 監査の際に散見された軽微な事務上の誤りについては、口頭で改善を促した。

別表1-1 収支決算

(単位:円)

	令和6年度	令和5年度	増 減	摘 要
収入	2,474,436,207	2,487,183,934	△ 12,747,727	
基本財産運用収入	24,312	23,405	907	
特定資産運用収入	101,365	25,910	75,455	
事業収入	160,650,327	158,667,686	1,982,641	受講料収入、入場料収入、利用者支援事業収入等
利用料金収入	497,683,823	481,317,793	16,366,030	施設利用料金収入、器具利用料金収入、観覧料収入等
補助金等収入	1,785,274,046	1,755,256,476	30,017,570	
補助金収入	944,384,761	1,007,269,680	△ 62,884,919	区補助金
受託収入	830,363,259	738,600,736	91,762,523	区指定管理料等
助成金等収入	10,526,026	9,386,060	1,139,966	
文化振興事業積立預金取崩収入	4,705,000	5,872,000	△ 1,167,000	
退職給付引当資産取崩収入	19,759,274	78,556,248	△ 58,796,974	
寄附金収入	3,840,720	4,932,347	△ 1,091,627	
雑収入	76,164	15,418	60,746	受取利息収入等
前期繰越収支差額	2,321,176	2,516,651	△ 195,475	
支出	2,471,815,252	2,484,862,758	△ 13,047,506	
事業費支出	1,447,088,246	1,358,704,240	88,384,006	
コミュニティ振興事業費支出	55,643,825	57,685,265	△ 2,041,440	
グループ育成事業費支出	30,817,311	29,674,862	1,142,449	
情報収集・提供事業費支出	26,265,360	27,929,406	△ 1,664,046	
文化芸術振興事業費支出	65,762,767	72,017,849	△ 6,255,082	
併設記念館展示事業費支出	3,653,875	4,662,063	△ 1,008,188	
歴史文化施設事業費支出	35,562,173	34,438,665	1,123,508	
文化センター等事業費支出	1,138,500	1,093,000	45,500	
施設管理事業費支出	1,216,774,521	1,120,651,543	96,122,978	
利用者支援事業費支出	11,469,914	10,551,587	918,327	
法人管理運営費支出	1,019,304,465	1,034,615,957	△ 15,311,492	
人件費支出	931,876,136	957,829,719	△ 25,953,583	
法人管理事務費支出	85,999,972	75,132,009	10,867,963	
法人運営費支出	1,428,357	1,654,229	△ 225,872	
文化振興事業積立預金支出	5,321,176	6,516,651	△ 1,195,475	
文化振興事業積立預金資産取得支出	4,240	525	3,715	
退職給付引当資産支出	97,125	85,025,385	△ 84,928,260	
収支差額	2,620,955	2,321,176	299,779	

別表1-2 財政状態

(単位:円、%)

		令和6年度 (令和7年3月31日現在) (A)	令和5年度 (令和6年3月31日現在) (B)	増(△)減	
				金 額 (A－B)	率 ((A－B)/B×100)
資産の部					
流動資産		517,433,636	434,197,188	83,236,448	19.2
現金		6,605,753	8,242,590	△ 1,636,837	△ 19.9
普通預金		477,001,681	395,634,287	81,367,394	20.6
未収金		20,908,737	18,514,383	2,394,354	12.9
前払金		594,440	702,801	△ 108,361	△ 15.4
棚卸資産		12,323,025	11,103,127	1,219,898	11.0
固定資産		1,139,361,543	1,121,275,260	18,086,283	1.6
基本財産		350,000,000	350,000,000	0	0.0
特定資産		746,051,621	765,093,354	△ 19,041,733	△ 2.5
文化振興事業積立預金		16,145,273	15,524,857	620,416	4.0
退職給付引当資産		729,906,348	749,568,497	△ 19,662,149	△ 2.6
その他固定資産		43,309,922	6,181,906	37,128,016	600.6
什器備品	34	34	0	0.0	
リース資産		43,309,888	6,181,872	37,128,016	600.6
資産合計		1,656,795,179	1,555,472,448	101,322,731	6.5
負債の部					
流動負債		591,985,188	490,360,306	101,624,882	20.7
未払金		449,628,413	363,202,742	86,425,671	23.8
前受金		19,475,800	19,162,200	313,600	1.6
預り金		33,385,443	38,407,943	△ 5,022,500	△ 13.1
リース債務		17,460,178	1,545,468	15,914,710	1029.8
賞与引当金		72,035,354	68,041,953	3,993,401	5.9
固定負債		998,026,804	951,707,160	46,319,644	4.9
長期リース債務		27,203,199	4,636,404	22,566,795	486.7
退職給付引当金		970,823,605	947,070,756	23,752,849	2.5
負債合計		1,590,011,992	1,442,067,466	147,944,526	10.3
正味財産の部					
指定正味財産		306,400,000	304,080,000	2,320,000	0.8
(うち基本財産への充当額)		(300,000,000)	(300,000,000)	(0)	0.0
(うち特定資産への充当額)		(6,400,000)	(4,080,000)	(2,320,000)	56.9
一般正味財産		△ 239,616,813	△ 190,675,018	△ 48,941,795	△ 25.7
(うち基本財産への充当額)		(50,000,000)	(50,000,000)	(0)	0.0
(うち特定資産への充当額)		(9,745,273)	(11,444,857)	(△ 1,699,584)	△ 14.9
正味財産合計		66,783,187	113,404,982	△ 46,621,795	△ 41.1
負債及び正味財産合計		1,656,795,179	1,555,472,448	101,322,731	6.5

2 公益財団法人江東区健康スポーツ公社

(1) 団体の概要

ア 概要

公益財団法人江東区健康スポーツ公社（以下「公社」という。）は、昭和62年10月に財団法人として区が設立した団体である。平成22年4月、公益財団法人に移行した。

公社は、健康増進及びスポーツ振興の事業を推進し、もって健康な体力づくりを通じて地域社会の発展と豊かな区民生活の形成に寄与することを目的とし、主として次の事業を行っている。

- ① 健康増進のための意識づくり及び組織づくりに関する事業
- ② 健康増進のための健康測定及び健康の保持増進に関する事業
- ③ スポーツ振興のための意識づくり及び組織づくりに関する事業
- ④ スポーツ振興のためのスポーツ教室等に関する事業
- ⑤ スポーツ振興のための体力づくりに関する事業
- ⑥ 江東区から受託する施設の管理運営に関する事業

イ 組織

公社は、役員11名（理事長1名、常務理事1名、理事7名、監事2名）及び職員58名（うち区派遣職員3名）で構成される（令和7年3月31日現在）。

(2) 区との関係

区は、公社に対して、補助金の交付及び出資を行った。また、区は公社を指定管理者として、公の施設の管理運営を行わせている。

ア 補助金交付

(7) 根拠法令等

江東区公益財団法人に対する助成等に関する条例及び同施行規則

(イ) 補助金額

交 付 対 象	令和 6 年度	令和 5 年度
健康センター	54,338,162円	48,974,269円
スポーツ施設	660,755,129円	683,508,353円
法人管理費	136,401,187円	97,803,191円
合 計	851,494,478円	830,285,813円

イ 出資

区は、法人設立の際の基本財産として、3億円を出資している。なお、令和6年度末の基本財産は、3億円である。

ウ 指定管理

(7) 指定管理対象施設

- ① 健康センター
- ② 深川北スポーツセンター
- ③ 深川スポーツセンター
- ④ 有明スポーツセンター
- ⑤ 亀戸スポーツセンター
- ⑥ スポーツ会館
- ⑦ 東砂スポーツセンター

(4) 指定期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

(ウ) 指定管理料

施設等内訳	令和 6 年度	令和 5 年度
健康センター	70,239,086円	68,355,178円
スポーツ施設	588,841,312円	655,973,213円
スポーツネット管理業務	19,989,543円	41,561,130円
合 計	679,069,941円	765,889,521円

エ その他

区は、公社に対して、「地域クラブ活動連携事業スポーツ教室」（委託金額：609,514円）、「こうとう健康チャレンジ事業運営」（委託金額：17,689,800円）を委託した。

(3) 運営状況の概要

ア 経営実績

公社は、主として補助金等収入、事業収入等をもって運営されている。
令和6年度における収支決算は、別表2-1のとおりである。

イ 財政状態

令和6年度末における財政状態は、別表2-2のとおりである。

(4) 監査の結果

- ア 所管部による補助金交付の決定及び手続は、適正になされていると認められる。また、補助事業は補助の目的及び計画に沿って適正かつ効果的に行われており、補助に係る会計経理内容は適正であると認められる。
- イ 公社は、出資の目的に沿って運営されており、会計処理に係る内部統制は整備され、適切に運用されていると認められる。

- ウ 指定管理者の指定の手續及び管理に関する協定等の締結は適法に行われており、所管部からの指導監督は適正になされていると認められる。
また、協定の内容に基づき、指定管理者の義務は履行されており、管理業務に係る会計経理内容は適正であると認められる。
- エ 監査の際に散見された軽微な事務上の誤りについては、口頭で改善を促した。

別表2-1 収支決算

(単位:円)

	令和6年度	令和5年度	増 減	摘 要
収入	2,060,928,573	2,064,396,337	△ 3,467,764	
基本財産運用収入	606,582	24,262	582,320	
事業収入	457,462,683	456,775,756	686,927	利用料収入、スポーツ事業収入、健康事業収入等
補助金等収入	1,554,704,732	1,600,170,689	△ 45,465,957	
補助金収入	869,793,792	830,840,168	38,953,624	区補助金等
受託事業収入	679,069,941	765,889,521	△ 86,819,580	区指定管理料
助成金等収入	5,840,999	3,441,000	2,399,999	
特定預金取崩収入	43,194,397	711,600	42,482,797	
健康スポーツ事業積立預金取崩収入	110,000	0	110,000	皆増
退職給付引当預金取崩収入	43,084,397	711,600	42,372,797	
雑収入	4,960,179	6,714,030	△ 1,753,851	受取利息収入等
前期繰越収支差額	0	0	0	
支出	2,060,928,573	2,064,396,337	△ 3,467,764	
事業費支出	1,866,717,629	1,952,947,854	△ 86,230,225	
人件費	209,922,578	209,130,771	791,807	
健康増進事業費ほか5事業費	557,220,734	554,250,320	2,970,414	体力づくり事業費、スポーツ教室事業費等
健康センター管理事業費	70,239,086	72,558,818	△ 2,319,732	
スポーツ施設管理事業費	1,009,345,688	1,075,446,815	△ 66,101,127	
スポーツネット管理事業費	19,989,543	41,561,130	△ 21,571,587	
管理費支出	174,979,409	106,039,534	68,939,875	
管理費	173,421,989	104,374,340	69,047,649	
運営費	1,557,420	1,665,194	△ 107,774	
健康スポーツ事業積立預金支出	486	273	213	
退職給付引当預金支出	19,231,049	5,408,676	13,822,373	
収支差額	0	0	0	

別表2-2 財政状態

（単位：円、％）

	令和6年度 (令和7年3月31日現在) (A)	令和5年度 (令和6年3月31日現在) (B)	増(△)減	
			金 額 (A－B)	率 ((A－B)/B×100)
資産の部				
流動資産	479,245,499	440,858,659	38,386,840	8.7
現金	3,469,526	4,891,840	△ 1,422,314	△ 29.1
普通預金	457,290,154	414,792,053	42,498,101	10.2
立替金	440,360	1,540,403	△ 1,100,043	△ 71.4
未収金	17,875,943	19,487,758	△ 1,611,815	△ 8.3
商品	188,516	295,605	△ 107,089	△ 36.2
貸倒引当金	△ 19,000	△ 149,000	130,000	87.2
固定資産	526,086,549	552,201,974	△ 26,115,425	△ 4.7
基本財産	300,000,000	300,000,000	0	0.0
特定資産	77,852,938	101,815,800	△ 23,962,862	△ 23.5
退職給付引当資産	64,344,011	88,197,359	△ 23,853,348	△ 27.0
健康スポーツ事業積立資産	13,508,927	13,618,441	△ 109,514	△ 0.8
その他固定資産	148,233,611	150,386,174	△ 2,152,563	△ 1.4
資産合計	1,005,332,048	993,060,633	12,271,415	1.2
負債の部				
流動負債	561,141,693	514,367,530	46,774,163	9.1
未払金	442,133,953	394,947,638	47,186,315	11.9
預り金	6,421,670	9,379,646	△ 2,957,976	△ 31.5
前受金	30,520,360	36,384,770	△ 5,864,410	△ 16.1
賞与引当金	23,822,646	16,067,509	7,755,137	48.3
短期リース債務	58,243,064	57,587,967	655,097	1.1
固定負債	319,847,414	343,169,478	△ 23,322,064	△ 6.8
退職給付引当金	228,022,526	248,666,450	△ 20,643,924	△ 8.3
長期リース債務	91,824,888	94,503,028	△ 2,678,140	△ 2.8
負債合計	880,989,107	857,537,008	23,452,099	2.7
正味財産の部				
指定正味財産	300,000,000	300,000,000	0	0.0
(うち基本財産への充当額)	(300,000,000)	(300,000,000)	(0)	0.0
一般正味財産	△ 175,657,059	△ 164,476,375	△ 11,180,684	△ 6.8
(うち特定資産への充当額)	(13,508,927)	(13,618,441)	(△ 109,514)	△ 0.8
正味財産合計	124,342,941	135,523,625	△ 11,180,684	△ 8.2
負債及び正味財産合計	1,005,332,048	993,060,633	12,271,415	1.2

3 特定非営利活動法人日本スポーツ振興協会

(1) 団体の概要

特定非営利活動法人日本スポーツ振興協会（以下「法人」という。）は、世界中の人々に対して、スポーツ文化・生活文化に関する事業を行い、人々の夢に寄与することを目的として平成10年6月に設立された。平成12年6月に法人化された後、平成15年に施設管理事業を開始し、現在は施設管理運営事業のほか、スポーツ振興事業、スポーツ指導事業及び指導者・職員育成事業等を行っている。

(2) 区との関係

区は、法人を指定管理者として、以下のとおり公の施設の管理運営を行っている。

ア 監査対象施設

青少年交流プラザ

イ 指定期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

ウ 指定管理料

施 設 名	令和 6 年度	令和 5 年度
青少年交流プラザ	90,996,000円	91,253,400円

エ 指定管理業務

江東区青少年交流プラザ条例（平成28年10月江東区条例第42号）第7条第2項に掲げる業務

- ① 施設の利用に関する業務
- ② 青少年団体の育成に関する業務
- ③ 青少年の活動及び指導に関する業務
- ④ 青少年指導者の養成及び研修に関する業務
- ⑤ 青少年団体及び指導者の交流に関する業務
- ⑥ 青少年情報及び相談に関する業務
- ⑦ 施設及び設備の維持管理に関する業務

(3) 監査対象施設に係る財政状況

青少年交流プラザは、主として指定管理料により運営されている。令和6年度における事業収支に係る決算は、次のとおりである。

項 目	決 算 額	摘 要
収入(1)	93,359,376円	
指定管理料	90,996,000円	
その他収入	2,363,376円	亀戸第二保育園電気代等
支出(2)	92,883,281円	
人件費支出	39,766,326円	
事業費支出	3,001,843円	
施設維持管理費支出	44,047,158円	
その他支出	6,067,954円	法人管理費等
収支差額(1)-(2)	476,095円	

(4) 監査の結果

指定管理者の指定の手續及び管理に関する協定等の締結は適法に行われており、所管部からの指導監督はおおむね適正になされていると認められる。また、協定の内容に基づき、指定管理者の義務は履行されているが、所管部に提出した収支報告書のうち、光熱水費の計上区分に誤りが認められたため、正確な報告書の作成に努められたい。

なお、監査の際に散見された軽微な事務上の誤りについては、口頭で改善を促した。

4 社会福祉法人江東区社会福祉協議会

(1) 団体の概要

ア 概要

社会福祉法人江東区社会福祉協議会（以下「法人」という。）は、昭和28年3月に任意団体として発足し、同39年7月に社会福祉事業法（現・社会福祉法）（昭和26年法律第45号）第29条に規定する社会福祉法人認可を受けた団体である。社会福祉法第109条に規定する市町村社会福祉協議会として、地域福祉の増進のため、社会福祉を目的とする事業の企画及び実施、社会福祉に関する活動への住民参加のための援助等を行っている。

イ 組織

法人は、役員17名（会長1名、副会長4名、常務理事1名、理事9名、監事2名）及び職員74名（うち区派遣職員4名）で構成される（令和7年3月31日現在）。

(2) 区との関係

区は、法人に対して、管理運営事業及び施設運営事業、ボランティア活動推進事業、応急小口福祉資金貸付事業、ホームヘルプサービス事業、福祉機器リサイクル事業、法人後見等事業、地域福祉コーディネーター事業及び地域拠点事業に必要な経費として、補助金を交付した。

ア 根拠法令等

社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例（昭和58年3月江東区条例第5号）及び同施行規則（昭和58年4月江東区規則第20号）並びに社会福祉法人江東区社会福祉協議会に対する助成の手続に関する要綱（昭和58年10月1日江厚福発第856号）

イ 補助金額

交 付 対 象	令和 6 年度	令和 5 年度
社会福祉協議会事業費助成事業	245,093,085円	225,258,530円
管理運営事業及び施設運営事業	179,005,862円	173,658,373円
応急小口福祉資金貸付事業	1,446,141円	1,493,238円
ホームヘルプサービス事業	2,676,391円	3,544,239円
福祉機器リサイクル事業	502,291円	338,296円
法人後見等事業	8,095,282円	7,736,403円
地域福祉コーディネーター事業	26,385,108円	8,592,357円
地域拠点事業	26,982,010円	29,895,624円

ボランティアセンター運営費助成事業	35,717,038円	33,904,982円
ボランティア活動推進事業	35,717,038円	33,904,982円
合 計	280,810,123円	259,163,512円

※管理運営事業及び施設運営事業は、事務局職員人件費、福利厚生費、パソコン賃借料、光熱水費等である。

(3) 財政の状況

法人は、主として区及び東京都社会福祉協議会からの受託金収入のほか、区補助金収入、寄附金収入、共同募金配分金収入、会費収入等をもって運営されている。令和6年度における資金収支決算は、次のとおりである。

ア 地域福祉推進事業

	令和 6 年度	令和 5 年度
収 入 (1)	709,693,606円	672,767,038円
支 出 (2)	710,350,392円	672,521,729円
前期末支払資金残高(3)	39,392,737円	39,147,428円
収支差額(1)-(2)+(3)	38,735,951円	39,392,737円

イ 応急小口福祉資金貸付事業

	令和 6 年度	令和 5 年度
収 入 (1)	1,885,041円	1,970,938円
支 出 (2)	1,908,141円	1,595,738円
前期末支払資金残高(3)	34,748,365円	34,373,165円
収支差額(1)-(2)+(3)	34,725,265円	34,748,365円

(4) 監査の結果

所管部による補助金交付の決定及び手続は、適正になされていると認められる。また、補助事業は補助の目的及び計画に沿って適正かつ効果的に行われており、補助に係る会計経理内容は適正であると認められる。

なお、監査の際に散見された軽微な事務上の誤りについては、口頭で改善を促した。

5 社会福祉法人江東楓の会

(1) 団体の概要

社会福祉法人江東楓の会（以下「法人」という。）は、知的障害のこどもを持つ親が福祉の向上を目指して活動する「江東区手をつなぐ親の会」が発起人となり、平成14年12月に設立された。現在は生活介護事業のほか、就労移行支援事業、就労継続支援B型事業及び共同生活援助事業等を行っている。

(2) 区との関係

法人は、区内において以下の施設を運営している。

- ① 亀戸福祉園
- ② 高齢障害者通所施設さくら
- ③ ワークセンターつばさ
- ④ 若竹作業所
- ⑤ あすなろ作業所
- ⑥ 第三あすなろ作業所
- ⑦ かえで
- ⑧ 第二かえで
- ⑨ かえでプラス
- ⑩ リバーハウス東砂
- ⑪ 楓の会ヘルパーセンター

区は、法人を指定管理者として、公の施設の管理運営を行わせている。今年度は、以下の施設にかかる監査を実施した。

ア 監査対象施設

亀戸福祉園

イ 指定管理

(ア) 指定期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

(イ) 指定管理料

施 設 名	令和 6 年度	令和 5 年度
亀戸福祉園	170,345,842円	176,060,923円

(ウ) 指定管理業務

江東区障害者通所支援施設条例（平成2年3月江東区条例第5号）第5条に規定する業務

- ① 施設及び設備の維持管理に関する業務
- ② 施設の利用に関する業務

(3) 監査対象施設に係る財政状況

亀戸福祉園は、主として指定管理料や介護給付費収入等により運営されている。令和6年度における資金収支決算は、次のとおりである。

項 目	決 算 額	摘 要
事業活動による収支(1)	7,282,880円	
収入	331,898,704円	
障害福祉サービス等事業収入	328,667,814円	区指定管理料等
その他の収入	3,230,890円	
支出	324,615,824円	
人件費支出	188,724,929円	
事業費支出	18,465,682円	
事務費支出	114,578,013円	
その他の支出	2,847,200円	利用者等外給食費
施設整備等による収支(2)	0円	
収入	0円	
支出	0円	
その他の活動による収支(3)	△7,282,880円	
収入	130,440円	退職者積立資産取崩
支出	7,413,320円	拠点区分間繰入金支出等
前期末支払資金残高(4)	0円	
収支差額(1)+(2)+(3)+(4)	0円	

(4) 監査の結果

指定管理者の指定の手續及び管理に関する協定等の締結は適法に行われており、所管部からの指導監督はおおむね適正になされていると認められる。しかし、協定の内容に基づき、指定管理者の義務はおおむね履行されているものの、事務処理事故が複数回発生しており、組織的な体制の再構築に努められたい。

なお、監査の際に散見された軽微な事務上の誤りについては、口頭で改善を促した。

6 社会福祉法人章佑会

(1) 団体の概要

社会福祉法人章佑会（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、平成6年3月に社会福祉法人として認可された。現在は特別養護老人ホームのほか、生活介護及び特定相談支援事業等を行っている。

(2) 区との関係

区は、法人を指定管理者として、以下のとおり公の施設の管理運営を行わせている。

ア 監査対象施設

塩浜福祉園

イ 指定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

ウ 指定管理料

施 設 名	令和 6 年度	令和 5 年度
塩浜福祉園	287,925,065円	202,425,547円

エ 指定管理業務

江東区障害者通所支援施設条例（平成2年3月江東区条例第5号）第5条第1号及び第3号に規定する業務

① 施設の維持管理に関する業務

(3) 監査対象施設に係る財政状況

塩浜福祉園は、主として指定管理料や自立支援給付費収入等により運営されている。令和6年度における資金収支決算は、次のとおりである。

項 目	決 算 額	摘 要
事業活動による収支(1)	1,130,680円	
収入	360,459,514円	
障害福祉サービス等事業収入	358,990,750円	区指定管理料等
その他の収入	1,468,764円	

	支出	359,328,834円	
	人件費支出	146,086,104円	
	事業費支出	38,640,691円	
	事務費支出	174,602,039円	
施設整備等による収支(2)		0円	
	収入	0円	
	支出	0円	
その他の活動による収支(3)		△1,130,680円	
	収入	10,120円	積立資産取崩収入
	支出	1,140,800円	積立資産支出
前期末支払資金残高(4)		△1,867,687円	
収支差額(1)+(2)+(3)+(4)		△1,867,687円	

(4) 監査の結果

指定管理者の指定の手續及び管理に関する協定等の締結は適法に行われており、所管部からの指導監督はおおむね適正になされていると認められる。しかしながら、協定上の定員と運営実態に乖離があることから、利用者サービスの安定的提供のため、人材確保に努められたい。

また、管理業務に係る会計経理内容はおおむね適正であると認められる。

なお、監査の際に散見された軽微な事務上の誤りについては、口頭で改善を促した。

7 江東こどもまつり実行委員会

(1) 団体の概要

江東こどもまつり実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、江東こどもまつり開催要綱（平成17年2月16日16江子児第2179号）及び江東こどもまつり実行委員会設置要綱（平成17年2月16日16江子児第2180号）に基づき、区内各種団体の代表者及び区職員等で組織され、江東こどもまつりの企画運営を行っている。

(2) 区との関係

区は、実行委員会に対して江東こどもまつり補助金を交付した。

ア 根拠法令等

江東こどもまつり開催要綱

イ 補助金額

	金 額	摘 要
交付金額	23,282,000円	概算払等
確定金額	23,280,837円	協賛金等5,652,670円を除く
精算金額	1,163円	区に戻入

ウ 補助事業の概要

江東こどもまつりは児童福祉週間にちなみ、次代を担う児童に夢とロマンを育み、誰もが参加でき、こどもも大人も共に楽しめるまつりとして開催している。区民及び地域団体の協力による催しを主体に、児童館の日常的な事業を紹介しながら、参加者全員が交流できる行事としている。

第36回江東こどもまつりは、令和6年5月19日（日）都立猿江恩賜公園、毛利小学校校庭、ティアラこうとう及び都立木場公園テニスコートを会場に開催された。

(3) 財政の状況

実行委員会は、主として区からの補助金をもって運営されている。令和6年度における収支決算は、次のとおりである。

項 目	決 算 額	摘 要
収入	28,934,670円	
区補助金	23,282,000円	
協賛金	5,375,000円	

諸収入	277,670円	観劇チケット収入
支出	28,933,507円	
広報費	921,195円	ポスター・チラシ印刷
会場費	10,759,320円	テント代・仮設ステージ設 営費等
催事費	16,982,337円	児童館コーナー経費、アト ラクシヨン委託等
運営費	270,655円	会議費、事務局費
予備費	0円	
収支差額	1,163円	

(4) 監査の結果

所管部による補助金交付の決定及び手続は、適正になされていると認められる。また、補助事業は補助の目的及び計画に沿って適正かつ効果的に行われており、補助に係る会計経理内容はおおむね適正であると認められる。

なお、監査の際に散見された軽微な事務上の誤りについては、口頭で改善を促した。

8 ミアヘルサ株式会社

(1) 団体の概要

ミアヘルサ株式会社（以下「会社」という。）は、昭和59年9月に株式会社日本生科学研究所として設立し、平成23年4月に保育事業を開始した。平成31年4月に現在の社名に変更となり、医薬事業や介護事業のほか、食品事業等を行っている。

(2) 区との関係

会社は、区内において以下の認可保育所を運営している。

- ① 辰巳第二保育園
- ② ミアヘルサ保育園ゆらりん豊洲フロント
- ③ ミアヘルサ保育園ひびき豊洲
- ④ ミアヘルサ保育園ゆらりん豊四

区は、会社に対して補助金を交付した。また、区は、会社を指定管理者として、公の施設の管理運営を行わせている。今年度は、以下の施設にかかる監査を実施した。

ア 監査対象施設

辰巳第二保育園

イ 補助金交付

(7) 根拠法令

- ① 江東区保育従事職員宿舍借り上げ支援事業補助金交付要綱（平成28年4月1日28江こ保第1834号。以下「職員宿舍借り上げ支援事業補助要綱」という。）
- ② 江東区とうきょうすくわくプログラム推進事業補助金交付要綱（令和6年6月26日6江こ保第994号。以下「とうきょうすくわくプログラム推進事業補助要綱」という。）
- ③ 江東区保育施設等物価高騰緊急支援事業補助金交付要綱（令和4年10月21日4江こ保第1550号。以下「物価高騰緊急支援事業補助要綱」という。）
- ④ 江東区保育人材確保支援事業補助金交付要綱（令和6年4月1日6江こ保第862号。以下「保育人材確保支援事業補助要綱」という。）

(イ) 補助金額

施 設 名	金 額	補助の根拠規程
辰巳第二保育園	11,550,000円	職員宿舎借り上げ支援事業補助要綱
	1,144,000円	とうきょうすくわくプログラム推進事業補助要綱
	479,750円	物価高騰緊急支援事業補助要綱
	200,000円	保育人材確保支援事業補助要綱
計	13,373,750円	

(ウ) 補助事業の概要

職員宿舎の借り上げによる働きやすい環境の整備、乳幼児の興味及び関心に応じた探究活動の実施、原油価格や物価高騰により影響を受ける光熱水費等、質の高い保育人材の確保に要する費用の一部補助を行った。

ウ 指定管理

(ア) 指定期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

(イ) 指定管理料

施 設 名	令和6年度	令和5年度
辰巳第二保育園	181,785,881円	172,131,350円

(ウ) 指定管理業務

- ① 保育に関する業務
- ② 施設及び設備の維持管理に関する業務

(3) 監査対象施設に係る財政状況

辰巳第二保育園は、主に指定管理料や補助金等により運営されている。
令和6年度における資金収支決算は、次のとおりである。

項 目	決 算 額	摘 要
事業活動収支(1)	17,732,289円	
収入	194,197,463円	
経常経費補助金収入	194,065,563円	区指定管理料、補助金等
利用料収入	131,900円	
支出	176,465,174円	
人件費支出	123,319,698円	
事務費支出	15,162,737円	

	課税費用消費税	2,094,736円	
	事業費支出	15,447,334円	
	減価償却費	865,861円	
	引当金繰入	19,574,808円	
事業活動外収支(2)		9,903円	
	収入	9,903円	
	支出	0円	
特別収支(3)		△5,453,576円	
	収入	0円	
	支出	5,453,576円	拠点区分間繰入金支出
前期末支払資金残高(4)		9,686,312円	
収支差額(1)+(2)+(3)+(4)		21,974,928円	

(4) 監査の結果

ア 所管部による補助金交付の決定及び手続は、適正になされていると認められる。また、補助事業は補助の目的及び計画に沿って適正かつ効果的に行われており、補助に係る会計経理内容は適正であると認められる。

イ 指定管理者の指定の手続及び管理に関する協定等の締結は適法に行われており、所管部からの指導監督はおおむね適正になされていると認められる。また、協定の内容に基づき、指定管理者の義務は履行されており、別項の監査委員意見を除き、管理業務に係る会計経理内容はおおむね適正であると認められる。

ウ 監査の際に散見された軽微な事務上の誤りについては、口頭で改善を促した。

(5) 監査委員意見

上記の監査の結果において、一部適正とはいえない事例があったので意見を付す。

ア 事業活動収支計算書と総勘定元帳の不一致について

今回の監査において、指定管理者が所管部へ提出している事業活動収支計算書と総勘定元帳を突合したところ、不一致が検出された。

不一致について会社に確認したところ、本社人件費の1千万円を事務費支出内の雑費として追加計上していることが確認された。辰巳第二保育園との直接的な関係が確認できない本社人件費については、本来「拠点

区分間繰入金」として計上すべきであり、このような資金の流れは適正とは言い難い。

今後は提出書類の正確性を確保するとともに、本社人件費についても所管部と確認し、適正に取り扱われたい。

イ 資金収支差額について

令和6年度の収支差額は21,974,928円と、大幅な繰越金が発生しているため、区への返還義務の有無について所管部に確認をおこなった。所管部によると、繰越金については年度協定書にて取り扱いを定めており、区に返還する規定はなく、繰越額の累計は当該年度の委託料の30%までは認められるとのことであった。また、他の公設民営保育園においても同様の取り扱いをしているとのことであった。

しかし、大幅な余剰金がそのまま繰り越されることは、協定の範囲内とはいえ、効率的な指定管理運営とは言い難い。

今後所管部においては、適正かつ効率的な指定管理運営を目指すため、指定管理者の余剰資金に係る繰越金や繰入金の考え方について、改めて検討するよう求めたい。

9 株式会社アンジェリカ

(1) 団体の概要

株式会社アンジェリカ（以下「会社」という。）は、平成16年11月に設立し、保育園、学童保育施設の運営を行っている。

(2) 区との関係

会社は、区内において以下の施設を運営している。

- ① 認可保育所（アンジェリカ白河保育園、アンジェリカ亀戸保育園）
- ② 江東きっずクラブ南砂六丁目

区は、会社に対して、補助金を交付した。今年度は、以下の施設にかかる監査を実施した。

ア 監査対象施設

アンジェリカ白河保育園、アンジェリカ亀戸保育園

イ 根拠法令等

- ① 江東区私立保育所等補助要綱（平成27年4月1日27江こ保第3093号。以下「私立保育所等補助要綱」という。）
- ② 江東区保育所等賃借料補助金交付要綱（平成29年4月1日29江こ保第2890号。以下「保育所等賃借料補助要綱」という。）
- ③ 江東区保育従事職員宿舍借り上げ支援事業補助金交付要綱（平成28年4月1日28江こ保第1834号。以下「職員宿舍借り上げ支援事業補助要綱」という。）
- ④ 江東区保育士等キャリアアップ補助金交付要綱（平成27年4月1日27江こ保第2365号。以下「キャリアアップ補助要綱」という。）
- ⑤ 江東区延長保育事業費補助要綱（平成11年3月9日江厚保発第562号。以下「延長保育事業費補助要綱」という。）
- ⑥ 江東区保育サービス推進事業補助金交付要綱（平成27年4月1日27江こ保第2742号。以下「保育サービス推進事業補助要綱」という。）
- ⑦ 江東区保育施設等物価高騰緊急支援事業補助金交付要綱（令和4年10月21日4江こ保第1550号。以下「物価高騰緊急支援事業補助要綱」という。）
- ⑧ 江東区保育人材確保支援事業補助金交付要綱（令和6年4月1日6江こ保第862号。以下「保育人材確保支援事業補助要綱」という。）

ウ 補助金額

施 設 名	金 額	補助の根拠規程
アンジェリカ白河保育園	37,799,750円	私立保育所等補助要綱
	18,496,000円	保育所等賃借料補助要綱
	8,571,000円	職員宿舍借り上げ支援事業補助要綱
	6,651,000円	キャリアアップ補助要綱
	5,957,400円	延長保育事業費補助要綱
	4,562,000円	保育サービス推進事業補助要綱
	323,000円	物価高騰緊急支援事業補助要綱
	200,000円	保育人材確保支援事業補助要綱
計	82,560,150円	
アンジェリカ亀戸保育園	44,496,029円	私立保育所等補助要綱
	12,201,000円	保育所等賃借料補助要綱
	5,846,000円	職員宿舍借り上げ支援事業補助要綱
	9,555,000円	キャリアアップ補助要綱
	6,910,880円	延長保育事業費補助要綱
	6,449,000円	保育サービス推進事業補助要綱
	437,950円	物価高騰緊急支援事業補助要綱
	200,000円	保育人材確保支援事業補助要綱
計	86,095,859円	

エ 補助事業の概要

私立保育所施設運営、保育所等の開設後の建物賃借料、職員宿舍の借り上げによる働きやすい環境の整備、保育士等のキャリアアップに向けた取組み、時間延長の需要に対応する延長保育事業、特別保育や地域子育て支援の推進事業、物価高騰により影響を受ける光熱費等、質の高い保育人材の確保に要する費用の一部補助を行った。

(3) 監査対象施設に係る財政の状況

監査対象施設は、主として委託費収入、補助金収入等をもって運営されている。令和6年度における資金収支決算は、次のとおりである。

① アンジェリカ白河保育園

収 入	支 出	収支差額
169,653,937円	168,801,064円	852,873円

② アンジェリカ亀戸保育園

収 入	支 出	収支差額
213,263,409円	204,937,358円	8,326,051円

(4) 監査の結果

所管部による補助金交付の決定及び手続は、おおむね適正になされていると認められる。また、補助事業は補助の目的及び計画に沿って適正かつ効果的に行われており、補助に係る会計経理内容はおおむね適正であると認められる。

なお、監査の際に散見された軽微な事務上の誤りについては、口頭で改善を促した。

◎江東区監査委員告示第 7 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 25 条の 38 第 6 項の規定により、包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、江東区長から通知があったので、通知内容を次のとおり公表する。

令和 8 年 5 月 1 日

江東区監査委員 豊 島 成 彦

同 佐 竹 としこ

同 金 子 ひさし

同 高 村 きよみ

記

- 1 令和 7 年度包括外部監査結果報告・措置概要
別紙のとおり
〔別紙省略〕

